
平成30年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成30年3月6日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成30年3月6日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案質疑(議案第17号～議案第22号、議案第24号～議案第26号、議案第29号、議案第30号、議案第3号、議案第8号～議案第15号)
- 日程第3 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案質疑(議案第17号～議案第22号、議案第24号～議案第26号、議案第29号、議案第30号、議案第3号、議案第8号～議案第15号)
- 日程第3 議案の委員会付託
-

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏝水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君
記録係 伊藤 諒平君

記録係長 浦 聖子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	榎藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
住環境建設課参事	橋口 仁君	総務法制係長	宮崎 哲工君
財政係長	高瀬 将嗣君	公共土木係長	出利葉弘樹君
建設管理係長	山崎 穰君	上下水道管理係長	石井 孝幸君
上下水道工務係長	川原 大輔君	農政係長	高山 靖生君
農林土木係長	中川 正興君	福祉係長	家永 順子君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（榎川 正男君） では、改めまして、おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（榎川 正男君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、質問を許します。9番、諫山茂樹議員の発言を許します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 9番、諫山茂樹でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、通告書に従いまして、4つの件名について質問いたします。きょうは最初であります、

トリでありますので、気合いを入れて頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、1つ目の水力発電について、これはプラン・ドゥまで終わっておりますので、チェック・アンド・アクションについて質問をしたいというふうに思います。

平成22年9月議会の一般質問以来、私のアイデア、提案を実現させる思いを貫き、質問を続けて県にも調査を依頼するなど、採算性、技術的可能性が確認され、平成25年9月の一般質問で市長より、小水力発電事業に積極的に取り組むとの答弁をいただき、ようやく長年の念願がかない、感謝するとともに、経験のない事業にもかかわらず、リスクを恐れずに挑戦し、見事に期待どおり成功させたことに対し、高く評価いたします。

それでは、質問いたします。

1つ目、藤波ダムの小水力発電事業の設備仕様の定格出力は162キロワットにて設計され、売電収入、年間約3,000万の予定で設計されておりましたが、実際の発生出力の実績値を伺うとともに、設計時の計画出力と差異が生じておたら何であったかというのをお聞きしたいと。

2つ目、稼働開始から約11カ月になるが、合計発生電力量と年間売電収入見込み額、並びに現時点で課題があれば伺いたいと。まずはその2つをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま藤波小水力発電事業について、2つの御質問をいただきました。1点目が、昨年4月より稼働を開始した藤波ダムの小水力発電事業の発電出力についての御質問であります。発電機の能力は最大発生出力162キロワット、最小出力50キロワットで、現在までの平均出力は115キロワットの発電を行っております。この発電に伴う使用水量の内訳は、最大水量毎秒0.491トン、最小水量毎秒0.190トンの水量でございます。この差につきましては、藤波ダムの機能が洪水調整ダムであり、夏場は安定した水量が確保できますが、冬場につきましては水量の低下もあり、発電出力の低下がございます。

2点目でございますが、合計発電量と売電収入見込み額についての御質問であります。稼働開始から平成30年2月4日までの発電量は84万6,672キロワットアワー、売電額は3,108万9,790円の収入がっております。当初予算では、総発電量97万9,000キロワットアワー、3,300万円を売電収入として計上しておりますが、今年度末までの見込み額は3,500万円程度になるかと思われます。時期によっては水量の変化により発電量の差がございますが、年間を通しまして、当初予算で算定しております売電収入は確保できるものと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 当初の見込みよりもはるかに多い売電収入を予定されております。私も、皮算用では3,300万円ということで聞いておったんですけれども、大丈夫だったかな

と、水量の関係もありますし非常に心配しておったんですが、計画以上の成果を上げたということで高く評価をしたいというふうに思います。

故障を未然に防ぐためには、そして休転ロスを少なくするためには、当然のことではありますが、メンテナンスは事後メンテナンス、事後修理じゃなくて、プレメンテナンス、事前に定期的に修理していくというようなことをやっていかないと、大きな故障につながる場合がございますので、そこら辺の部品ごとの寿命を明確化して、そしてあらかじめ部品を取りかえて定期的な修理に持っていくと、そういうようなやり方がいいと思いますので、その点いかが考えているか、一言お尋ねします。プレメンテです。もう十分存じていることだと思いますけれども、定期補修を徹底していただきたいなということでございますが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課の橋口参事に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 橋口参事。

○住環境建設課参事（橋口 仁君） 住環境建設課の橋口です。先ほど議員のほうから質問のありました点検なんですけれども、毎月の点検、機械に加えて電気のほうも毎月やっておりますのと、年に1回大きな点検もやっておりますので、先ほど言われていた事前に事故等がないように、十分注意しながら点検等をやっているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） これは全庁的に複式会計を、そっちのほうに移行に伴いまして、額は小さいけれども、一般会計で処理しておりますけれども、時期を見て特別会計のほうに移したほうが管理しやすいのかなというふうにも思いますが、いかがでございましょうか。投資回収とか、そういうのについては特別のほうがいいのかなと、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 企画財政課の中野でございます。特別会計を設けたほうがよいのではないかという御質問でございます。

地方財政法第6条で、公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行わなければならない旨が規定をされております。政令で定めるものとは、地方財政法施行令第46条に規定がございまして、13事業が列挙をされております。その中の1つに電気事業がございまして、しかしこれは、電気事業法に基づく経済産業大臣の許可を得て、一般の需要に応じて電気を供するものというようなことで理解をしているところでございます。

したがって、藤波ダム小水力発電事業につきましては、地方財政法第6条の公営企業には

該当しないというふうに判断をしております、現時点で特別会計を設ける予定はございません。
以上です。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） そういうことであれば結構です。

それから、これはわからなければ後で結構ですけれども、参考までにお聞きしたいんですが、地球温暖化に伴いましてCO₂削減効果がどのくらいあったかというのも計算できると思いますので、後でも結構です。今答弁できなければ後でも。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 橋口参事に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 橋口参事。

○住環境建設課参事（橋口 仁君） 住環境建設課の橋口です。先ほど諫山議員からお話のありましたCO₂の削減量なんですけれども、これは発電量に比例していきますので、先ほど市長から答弁のありました2月4日までの発電量84万6,672キロワット、これにキロワット当たり削減量が0.509キログラムあります。これをかけるため、現在約430トンの削減が図られているというところございまして、これも先ほど市長のほうから3,500万円で予定の収入は得たという話と同様、もともとの予定もこの削減量が約500トン、498トンでしたので、これも十分満足できるというところと考えているところでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ありがとうございます。CO₂削減にも効果があるということが十分わかったようでございます。

最後でありますけれども、やはり反省なくしては進歩がないと、これはいつも申し上げます。あえて苦言を申しますが、決断が出るまでに慎重に慎重にやったと思いますけれども、4年前後かかりましたけれども、これが2年ぐらい早く決断していただければ、もっと早く効果が出たんじゃないかということでございます。そうすれば、糸島の瑞梅寺ダムよりも早く発案していたわけでございますので、そこよりも早くできたんじゃないかというふうに思います。これは答弁は結構でございます。

次に、時間が経過しましたので、次の政策提案・改善実績提案制度についてお尋ねしたいと思います。

地方分権一括法の施行並びに平成18年12月の地方分権改革推進法の制定により、自己決定、自己責任のもとに国の権限が都道府県に、都道府県の権限が市町村に移譲され、法的な枠組みが整備され、平成23年4月28日には地域主権関連法案第3法も成立しました。

今後の行政は、地方自治体優先の法則を貫き、民間の経営感覚を取り入れ、これまで以上に自立性を高め、効率的に創意工夫を発揮しながら知恵とアイデアを出し合う時代を迎えております。

高度化する行政事務に的確に対応できる人材の育成強化と、既成概念にとらわれず古い習慣を打破する職員みずからの自己変革、意識改革が必要不可欠であります。職員みずから創意工夫した改革並びに改善の提案を奨励することより、意欲を高め、活力ある行政運営ができることを期待し質問いたします。

1つ、人材は財産であり、若い職員が将来を展望し、意欲を持って改革意識を高める施策が必要であります。職員の能力を高め、能力を最大に引き出すためには職員のモチベーションを高めやる気を引き出すような仕組みづくりと管理が必要であります。どのように取り組まれているか、今後の計画があればお尋ねしたい。

2つ目、職員に政策形成を広く奨励し政策形成能力の向上を図り、職員が市政に積極的に参画する意欲を高め、柔軟で活力ある行政運営を推進することを主な目的として、政策提案制度、表彰制度を含みますが――の構築を提案するので所見を伺いたい。

3つ目、人口減少、少子・高齢化により行政の役割は高度化、多様化する中で業務の増加が見込まれるので、今後も質の高い市民サービスの向上を図るには、業務の見直し、スリム化、効率化が求められる。職員の改善を奨励し、改善運動に発展させ、改善効果を全庁に展開する改革意識の喚起を期して、改善実績提案制度の構築を求めるので所見を伺いたい。

以上、1回目の質問でございます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま政策提案・改善実績提案について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、職員のやる気を引き出す仕組みへの取り組みの状況と今後の計画についての御質問であります。職員の能力を高め、能力を最大限に引き出すため、福岡県市町村職員研修所等の年間の研修計画に基づき、新規採用職員研修を初めとする階層別研修や専門的スキルを習得するための選択研修へ職員を参加させるとともに、おたローカルアカデミーや久留米広域連携中枢都市圏が開催する研修に職員を派遣しております。また、国の機関等への人事交流などを通じて、職務に対する高い意欲と専門性を備えた人材の育成にも取り組んでいるところでございます。

次に、モチベーションの維持のための仕組みづくりについてでございますが、平成28年度より人事評価制度を導入し、能力、実績に基づく人事管理を行うことより、組織全体の士気高揚を促し、職員の能力と意欲の向上に努めてきたところでございます。

今後も人事評価制度等を総合的に活用し、主体的に行動できる人材の育成と業務に対するモチ

バージョンの維持、向上に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目が、政策提案制度及び3点目の改善実績提案制度の提案に関する御質問であります、この2つは関連がございますので、あわせて回答をさせていただきます。地方分権時代を担うにふさわしい人材の育成には、職員の積極性と政策形成能力の向上を図り、経営感覚を備えた常に市民の視点で考える職員の意識改革が必要であると考えております。

そのような点で、ただいま議員から提案がありました政策提案制度につきましては、職員が市政の課題を認識した上で、課題解決策や力を入れる振興施策の提案を求め、政策に反映させるものであり、職員の能力向上にとって大変有益な制度であると認識をしております。また、改善実績提案制度につきましても、各職場での業務改善事例を公表することによって、他の職場における業務改善を促すとともに、職員の業務改善に対する意識を向上させるという点で効果があると認識をしているところでございます。しかしながら、全ての自治体において、これらの制度が効果的な人材育成につながるかについては、少々疑問を感じております。自治体の規模や職員体制なども持続的な制度の運用に影響を与えるのではないかと、こういう懸念もしているところであります。

そのような中、現在うきは市におきましては、職員の政策提案能力向上を図るため、久留米広域連携中枢都市圏事業の一環として開催されておりますくろめ政策形成塾に毎年職員を参加させております。また、福岡県市町村職員研修所が主催しております研修、四王寺塾にも参加をさせておりまして、先進地視察や成果発表会などを通じて一連の政策形成過程を体得し、実現性の高い政策形成能力を養っているところでございます。

これからの時代、限られた財源の中で一定水準の行政サービスを維持しつつ、多様な市民のニーズに対応するためには、創意工夫を重ねて真に必要なとされるサービス、効率的で質の高いサービスを選択していくことが求められます。そのためには、職員の人材育成についても見直しを行いながら、より効果がある取り組みを取り入れていく必要があると思っておりますので、今後、議員の提案につきましても参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 民間企業では、生き残りをかけた厳しい競争に勝ち残るために、全従業員を対象に業務の改善とか、新製品開発のアイデア提案と、そういうのを募集しております、非常に力を入れている。天下のトヨタも、この改善であれだけの会社になったということも、言っても過言ではないということも言われておりますので、この提案制度というのはこれは非常に有意義だと。それも、民間企業だけじゃなくして、現在は自治体、いろんな団体、それからJA、もちろん県もですけども、それから代表的なのは福岡市、DNA運動というような、そういうのもやっております。非常に効果のある提案制度でありまして、前向きに検討するとい

うことでありますので期待をしておりますが、そのために、その提案制度に似たようなのがあるのはあるけれども、ということではありますが、やっぱり効果の上がる、成果の上がる提案制度でないといけない。そのためには、ちゃんとしたそういう改善提案、一緒でもいいですけどね、政策提案の制度、実施要綱というのをきちんとつくって、そして提案シートなりチャートなりをぴしっとつくって、いつでも誰でも気軽に参加できるような制度をつくる必要があると思うんです。今までも、あるのはあったけれども、年間何件かあったと。よその自治体は四、五百件多いところは年間に出ていると。

そういうことでありまして、中身の伴わない、例えば、「仏つくって魂入れず」といいますか、ちょっと言葉が間違っているかもしれませんが。そういう形で中身が伴わなきゃだめだということでもありますので、そういう制度をしっかりとつくっていただきたい。よその自治体を調べますと、近隣の自治体でやっていないところはございませんでした。筑後市とか八女市とか大牟田市とか朝倉市、それから福岡市でやっているのは、これは主に改善実績提案の一部であります。DNAと言うと非常に難しく聞こえるかもしれませんが、そうじゃないんです。Dというのはできることから始めましょう。Nは納得いく仕事をするための提案をしましょう。Aは余り堅苦しくなくて、遊び心を忘れずにやりましょうと、そういうような日々改善提案制度でありますので、決して日常業務に差し支えるような制度ではございません。しかも、金は要らないと。今、水力発電で収入を得た金で提案制度とかいろいろやっていただきたいとは思っているんですが、この提案制度については、投資額はほとんど要らないと。後で出てきますけれども、表彰状ぐらいでいいんじゃないだろうかと。それでモチベーションが上がる。そして市の業務の効率化を図れると。そういうことがあれば、それに力を入れるべきだろうというふうに思うんですね。ばんばん打ち上げる打ち上げ花火のような派手な施策もいいですけども、こういう地道な施策で、しかも体質改善になるというような施策は、私は積極的にやるべきだと思うんです。よそが余り効果を上げないところもあるようだという事を言われたように聞こえたんですが、そうじゃなくて、よそが成果を上げている。それを見習おうじゃないかと。何か秘訣があれば、そこに見に行ってもそれに近づけようじゃないかと。それから、民間会社で世界のタイヤ会社とか自動車会社になったもとの要因は、この政策提案なり提案制度にあったということであるならば、行政も積極的に私は参加するという、そういうものを構築し、そして奨励し、そして成果を上げていくということが大切であろうと思います。

これは、私は市長がよく言われておりますニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の一環だろうとも思います。

ぜひこれを効果のある政策に仕上げていただきたい。積極的な取り組みをお願いしたいということでもありますので、一言所感を、見解を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今、議員がおっしゃいましたいわゆる業務改善につきましては、私も福岡市のDNA、これについてはチームといろいろな意見交換をさせていただきました。確かに素晴らしい取り組みでした。多分今、もう終わって終了しております。行くところまで行ったということと終わりましたということを知っております。内容についても十分承知しておりますし、どんたくという1つの祭りのときに、毎年業務改善発表会がやられておまして、久留米市でも今おっしゃいましたように、400件程度の提案があったということも聞いております。

私もうきはに参りまして、いろいろ仕事をさせていただく中で、やはりニュー・パブリック・マネジメント、いわゆる民間の効率的な業務の運営に関してというの、内容についてもいろいろ取り組んだこともございますので、そういったことを踏まえて、ぜひうきはでもそういった取り組みをさせていただきたいと。一気にやりますと、非常にとまってしまう可能性がありますので、少しずつではありますが、やはり意識改革に向けて取り組みをさせていただきたいと。そのためには、自分たちが担当している仕事の一つ一つに対して思考停止にならない、つまり指示待ちにならないでみずから考えて行動をする。最もいい効率的な仕事をやっていくような考え方の意識改革をまずやらせていただきたいというふうに思っております。

先日、ちょっとした雑誌に載っておりましたけれども、いわゆる前例主義にとらわれない、前例より前進、それから条例よりも常識というような、ある市の議長さんの言葉が載っておりましたけれども、まさにそういう考え方で業務改善を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 意欲は十分わかりましたので、その制度を一気に、100件も200件もというようなことは無理にしても、徐々にというのはわかります。しかしながら、やるためにはちゃんとした実施要綱というのを、難しいものじゃありませんので、つくって、そして、出しやすいチャートをつくってやって、そして職員みんなに目的をちゃんと周知徹底させると。そして、大いに参加する意欲を湧き立てるようなことをやっていくことも大事だろうというふうに思います。やっぱり形から始めると申しますか、そういう制度をうまく進めるためには、そういうシステムをつくってスタートさせるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） 確かに、議員がおっしゃるとおりに、形からつくって入ることも大切

かと思えます。そういうやり方をする内容も業務改善の中にはあるとは思いますが、私の場合は、まずはとりあえずできるところからやってみるというところから今考えております。

議員の質問に対して、ちょっと違った言い方になるかとは思いますが、形づくりに終わってしまって、それから、それが動かないということがないように、まずできるところからやって、それから、そのやり方を改善していくという方向で考えているところでございます。

当然、そういったものに関しては、次の段階できちんとその要領なり、どういった形がいいかも含めて形を整えていくと。それに対して、どういったやり方がいいかというのは、まずできるところからやってみたいというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） できるところからやるということに異存はございませんから、ぜひお願いしたいと思います。そして、ある時期にきたらきちんと制度として作り上げていくということですね。その参考になるのが、やっぱり近くの久留米が政策提案と2つに分けて積極的に奨励しているようです。そういうことをしますと、職員の意欲も湧いてくるということですので、制度がはっきりしないと、どういうことを書けばいいんだろうとかか、どういう目的があるんだろうかということをはっきりと明確にして、そして活動するような制度を構築していただきたいなということでございます。その点では副市長も同じ考えでございましょう。一言ちょっとその。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） 議員のおっしゃるとおりでございます。まずは、私としてはいわゆるコミュニケーション、職場内のコミュニケーションをしっかりとやっていくと。これは係でもあり課でもあり、あるいはその関係課、そういったところがしっかりコミュニケーションをとることによって、いわゆるそれぞれの立場を理解することで仕事のやり方も変わっていくと思えます。

今、やはり私が感じるのは、そのコミュニケーションがやや不足しているかなということもございまして、そういったことの取り組みも含めて業務改善につなげていきたいというふうに考えておりますので、まずはそういったところから取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） じゃ、よろしく願いいたします。

企画調整係の事務分担の中で、やっぱり人材育成の中で職員提案制度というのがまた未着手になっているようですから、早くこれを着手するようなことでお願いしたいなど。一緒になってやっていただきたいなど。もちろんコミュニケーションも大事でございますけれども、ぜひ願

いします。

現在、うきは市にも行政事務改善委員会規則というのがあるんですよね、何もないわけじゃなくて、ちゃんとあるようでございます。しかし、それでは、ちょっとこれは委員会の構成が25名の委員長、副委員長の構成であって、そこでいろいろ議論するというようなことでありますので、それを幅広く提案を受け付けるような政策にさせていただきたいなど。そして、特に若い人の新しいアイデアをどんどん取り入れられるような仕組みにすると。ですから、そういう仕組みをつくるときに、やっぱり若手の人も参加していただいでつくり上げていくということも大事じゃないかというふうに思っておるところでございます。

それから、この提案制度については、ようやく理解を得まして、積極的な取り組みが期待できそうでございます。これ3回目の提案でありまして、ようやくできそうだと。そういうことで念を押しておきますけれども、制度の実行に当たっては、まずはうきは市政提案制度実施要綱の策定が必要じゃないかと、そういうものを作り上げていこうと。そして、提案制度は職員の政策形成能力の向上を図り、柔軟で活力ある行政運営を推進することを主目的として、新たな施策の企画立案や市民のサービス向上とか、そういうものに生かしていただきたいなどということで提案を求めているところでもあります。その中の細々しい、そういう仕組みをつくるための仕組みづくりについての意見もあるんですけれども、詳細は省きたいというふうに思います。

こういうのは、やっぱり改善実績提案制度というのは、どういうところが担当部署がいいんだろうかと。いろいろ見ますと、よその自治体を見ても、人事担当課ですかね、そういうところがやっているところが多いようですけれども、主担当中心になってやるようなところを企画のほうか、人事担当だろうかとどちらに考えられているか。まだそこまで考えられていなければ今後どう考えてやろうと思っているか、そこら辺もわかっていけば教えていただきたいと。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いつも申し上げますように、地方創生の取り組みを初め、やっぱり全ては人、職員であります。人材育成がいかに重要かというのは議員と認識を共有するものであります。今回は、具体的に政策提案制度、あるいは改善実績提案制度を提案させていただきました。

先ほど副市長のほうから答弁をさせていただいておりますように、今は私ども若干コミュニケーションが足りないところがあるので、積極的に横軸を入れていこう。議会の中でも食育の取り組みとか、昨日の質問の中でも健康増進の取り扱いの中で、全ての課にまたがるようなものについて、横軸を入れていこうというふうな答弁をさせていただいておりますが、まずはそういう中身から入って、副市長はまず形から入るのではなくて、まずそういう中から入って、将来的には議員御提案の2つの提案制度をしっかりと参考にさせていただきながら、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、しっかりと人材育成に取り組んでいきたいと、このように考えており

ます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） コミュニケーションを図るということは、これは基本中の基本でありまして、今さら取り上げるものじゃないと私は思うんですよ、これはもうこっちに置いておつていいと。それにプラスこういう制度をつくって改善意欲を高めて、そして意識改革を図ろうじゃないかと、これは市長もおわかりになっていると思いますので、それ以上追求をいたしませんけれども、やっていただくと。時期はまだ今のところ未定だということでございますので、それはいいとして、私の希望としては、できるだけ早くお願いしたいなと。そんなに慎重に慎重にやるような問題じゃないと。莫大な投資をして効果がわからないようなものをいきなりやれと言うんじゃないかと、よそはどこでもやっている内容、そして実績が上がっている内容、それに近づけようじゃないかと。そして、もうどの近隣自治体もやっていることでありますので、それを早く取り上げていただこうという時期的なことも私は申し上げているつもりでありますので、一刻も早くこれは立ち上げていただきたいなという希望でございます。

そして、横軸の話が出ましたが、この提案制度、提案された内容は、パソコンにももちろん入れていただいて、いつでも誰でも見れるように、こういう提案をして、こういう効果がありましたよというのは、よその部署でも見れるように、横串が入りやすいようなこともお願いしたいと思うんですよ。提案制度をみんなが共有化しやすいように、そして、それを共有化してよその部署にも生かして、そして効率化していこうというのも狙いの一つでございます。パソコンにいろんなのを打ち込みまして、いつでも、これは何かスペースが調べたら、今のパソコンのソフトの中にあるようですので、仮称であります、改善バンクなら改善バンクというような名称で事例を打ち込んでもらったら、いつでも誰でも見れて、そして参考にできると。それを生かそうじゃないかというようなことを考えておりますので、少しずつやっていくと。その中に情報の共有化しやすいやり方、制度、それもひとつ加えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘についてはしっかり受けとめさせていただいて、いずれにしましても、やはり職員の人材育成というのは全ての根幹でございますので、そういう御趣旨をしっかり頭に入れて今後も取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） この件については終わります。

その次ですが、高齢者の免許証自主返納について、ちょっとお尋ねしたいと思います。この件については、昨年6月に私質問しまして、ほかの人たちもかなり質問されておりましたが、高齢者が加齢による運転能力や判断能力の低下、認知機能の低下により交通事故を起こす割合は統

計的に右肩上がりに上昇していると。深刻な社会問題にあります。

2月15日のテレビでは、75歳以上の交通災害で死亡事故を起こしたのは50%が認知機能の低下の方だった。このような背景から、高齢者講習制度の見直しが行われたと認識しておりますが、これを機会に、運転能力の低下の自覚を促し、高齢者自身が免許証を自主的に返納しやすい制度を構築し、返納されても生活する上で困らない交通手段、生活の足の確保、制度の構築を求め再度提案するものでございます。つまり、返納した人が日々の生活に支障を来さないような代替案や特典、返納に踏み切り、きっかけづくりになるような特典、サービスなどについて費用対効果を勘案し、総合的に検討し、早急に取り組むことが先決問題であろうというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま高齢運転者の免許証自主返納について、免許証を自主的に返納しやすい制度を早急に構築すべきとの御質問でありました。このことにつきましては、議員より昨年6月議会において、同趣旨の一般質問をいただいているところですし、他の議員からも同様の質問をいただいております。これまでの議会における一般質問に対し、御答弁させていただいておりますとおり、運転免許証の自主返納制度は、高齢運転者の方を交通事故の加害者にさせないための制度として、その重要性は理解しているところでございますが、地域交通手段の確保とセットで検討していくべきだと考えております。

その点では、現在市内で運行されている多様な公共交通手段を再構築して、交通空白地を生じないよう検討しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、うきは市立自動車学校において、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐ急発進防止装置を教習車に取り付け、高齢者講習や安全運転講習の際に体験していただく実証実験を昨年7月から行っており、アンケートのデータを積み重ねた上で、今後、同装置普及のための補助制度等も検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 前回の市長の答弁で、こういう答弁でございましたが、脆弱な公共交通網のところの交通手段の確保とあわせて検討をしたいというような考えで、当然のことであり、余りやる気を感じられないと受け取ったんですけども、それに加えまして、それはわかるんですけど、その後の再質の答弁です。昨年度中山間地の皆さんと意見交換した際、ほとんどの方から自主返納政策に対し、生活難民、買い物難民の例を挙げられ猛反対された。また、福祉の面からも矛盾を感じるというようなことを聞かれましたけれども、これは私は、やっぱり人命尊重の面から考えますと、これはちょっと誤解を招くんじゃないだろうか。そういう難民にさせちゃいけない、高齢者に出歩く機会をとられるとか、いろいろ意見はございますけれども、

そういうやっぱり人命尊重、被害者にさせない、大切な子供を被害から守る。そして加害者にさせない。そして犯罪者になるんですね、この前も新聞に載っていましたが、犯罪者になる。そういう方が少しでも減らせるように、やっぱり自治体としては啓発し、そして納得していただいて、少しでも家庭、警察、地域、協力しながらそういう体制をつくっていくべきだという思いからでございます。わかりますよ、しかし、それが交通システムが完全に完備されてからじゃ遅いと思うんですね。こういう重大なことは同時並行でやるべきだと思うんです。その点いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨今、高齢者のドライバーによるアクセルとブレーキを踏み間違えたり、高速道路を逆走するといった、そういう事故が多発している中で、今回こういう運転免許証の自主返納というふうな話が出てきておりますけれども、そもそも根幹は、高齢者のドライバーの方が事故に遭わないようにするためにはどうするかというのが一番の根幹だと思います。そういう点、我々は何も無策ではなくて、先ほど答弁させていただいていますように、我が国の中で4つしかない公設自動車学校を有効活用して、社会実験をやっているということはひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、もともと免許証の自主返納が出てきたのは、東京、大阪、福岡の都市部から広がってまいりました。議員御存じのように、都市部は地下鉄もあり、路線バスもありということで、代替交通機関がいっぱいあるんですね。そういう中で、1年、自治体によっては3年、インセンティブとして、その自主返納していただいた方に恩典を与えて公共交通機関の地下鉄とかバスに乗っていただきましょうというインセンティブ効果ですから、1年、あるいは3年限定の施策ですね、それでなれてしまえば高齢者の方も車に依存しないで、もう毎日地下鉄、あるいはバスで移動手段に切りかえられるというふうに促していこうという施策で来たものであります。そういう都市部の交通網をそろえているところと、我がうきは市と同じような世界で、その恩典のみだけ言ったときに、これは施策として余りにも無責任じゃないかと。やはりあわせて地域公共交通網を整備して、こっちに変えてくださいよというふうに考えて、インセンティブとして制度として持っていくんだったら、これは説明できるんですが、ここがないままに、ただ免許証を返しなさいと。恩典は1年間限りですよ、3年限りですよというのは、これは余りにも無責任ではないかと、こういう意味で答弁をさせていただきました。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 同じような答弁であります、この前も市長同じようなことを言っていましたし、この前も他の自治体の施策に対し、将来のことを考えていない人とか国が言っているからムード的にやっているだけであって、どこまで市民のために考えた施策か疑わし

いと公式の場で答弁されましたけれども、これは私は他の自治体に対してちょっと失礼じゃないかと思うんですよ。他の自治体もベストじゃないとわかっていながら、これは最も重要なことであるから、やれることからやろう。少しでも返納するための恩典だけを言って免許証を取り上げようということじゃなくて、やはりあの施策は返納するきっかけにはなると思うんですよ、僕は。そういう施策を何もやらずに、よその自治体はそういうムード的にやっているということを私は失礼であるというふうに思います。

じゃ、うきは市自体で今考えておられるのか。何かそれに対していい案を持っているのか、そういう代替案を持っているのか、それをお聞きしたい。いつごろまでにそれをじゃ、やろうとして……。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何度も答弁させていただいておりますが、まず根幹は、高齢者ドライバーの方が交通事故に遭わない、これが大前提です。そういうことで、社会実験をやっているということが1つ。

そしてもう一つは、自主返納していただくためには代替交通機関が必要でございますので、そういう面で地域公共交通網の整備について、今副市長をトップにいろいろ議論をしていると、こういうことを申し上げておきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 大いに結構なことです。頑張っていたきたいと思うんですが、久留米市あたりでも、今やっている施策が功を奏したというふうに思うんですけれども、29年6月5日に受け付け開始して、約1カ月間で474人も返納者が出た。それから、全国的にも昨年の16万件を上回って18万件ぐらいを、1月から9月の間に返納者が出たと。それは小さい施策の積み重ねによって出たわけですね。多少お金はかかったかもしれませんが、だからそういう、最終的に完全なのが出来上がるまでにはかなりの期間を要しますので、こんな急を要する、人命に差し支えるようなことであれば、これは最優先に考えて、免許返納しやすいような施策を幾らかでも出していただく必要があるんじゃないかと。

福岡県に28市あるんですけれども、11市10町が何らかの施策を立てて積極的に活動しているわけでございます。そういうところも、市長の今答弁された思いはあると思うんですよ。しかし、あるのはあるけれども、やっぱり人命に差し支える。かわいい子供をけがさせない、そして高齢者の方を重大事故に遭わせないためには、1人でも2人でも早く自主返納させるような施策をやって成果を上げる必要があるんじゃないだろうかという思いでございます。わかります。市長の言っているのは十分僕はわかっているんですよ、僕はあえて申し上げておりますが、しかし、やれることから、小さいことでもいいからやりながら、もちろん自動車学校もいろいろ協力

していただいておりますね。そういう啓発活動もちろん、案外知らないという人もおりますし、自主返納した後は身分を証明するのにどうするじゃろうかという人もおります。それはちゃんとした証明書ももらえるわけですし、そういうことを知らない人もたくさんおられるということも聞いておりますので、そういう啓発活動もあわせて必要じゃないかということでございます。

最後でございますが、その点もう一回、そういう何らかの形で少しでもやれることからやるといふことに対していかなものだろうかというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） やはり恩典を与えて自主返納を促す。これを行政の施策とした後に、その方がじゃあ、車に乗れなくなってどういう移動手段をするのかというのは、今の状態では市政をあずかる者として自信がございません。したがって、私どもとしてはしっかり地域公共交通網を整備して、そしてこういうことをそろえましたので、ぜひ自主返納をしていただだけませんか、こういう呼びかけにつなげたいと思いますし、あわせてやはり高齢者のドライバーの方の事故が多いというのは現実でありますし、その多くの原因がブレーキとアクセルの踏み間違いですから、そういう社会実験を通して、そういうところに政策として助成制度を持って行って事故を減少させる。これも立派な施策だと、このように思っていますので、その両にらみで対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 両方じゃなくて、四方三方、幾つもの考えで少しでも効果のある、事故を起こさせないようなことをやっていただいて、しかし、困ったと言う人もいますが、ある御老人は、早く返納してよかったと。もしも自分がまた続けていたらどうなるかわからないと。勧められてよかったという人もいると思うんですね。ですから、そっちの方向で金をかけずにできる方法があればそれを模索していただきたいなというふうにぜひお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問でございますが、自転車の安全利用と事故防止についてお尋ねいたします。

自転車は、通勤、通学、レジャー、スポーツなど、日常生活に密着した二酸化炭素も排出しない環境に優しい、しかも、健康増進に有効な乗り物として多くの人に愛用されております。しかしながら、自転車が加害者となる歩行者事故は増加傾向にあり、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが問題になっております。福岡県内の自転車事故の現状は、2016年度に5,131件、そのうち19人が死亡事故を起こしている。負傷者は5,087人だそうでありまして、約9割は自動車との事故であります。近年は歩行者との事故が増加傾向にあるとの報告であります。

そこで質問いたします。1つ目、福岡県では、福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に關す

る条例を29年4月より施行しました。その中には、ポイントとしては5つありまして、自転車の安全利用の促進、交通安全教育の充実、自転車損害賠償保険加入の努力義務化、自転車小売業者による情報提供の義務化など、この中からあるわけではありますが、一気に条例制定までは時期尚早というふうに考えるとすれば、この中で、本市が取り組めたらやれると、効果が大きいというものがあれば上げてもらいたい。そして、それを選択していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま自転車の安全利用と事故防止について、自転車の保険の加入呼びかけと交通安全教育の充実を図るための取り組みについての御質問をいただきました。議員が申されるとおり、福岡県では、福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、平成29年4月から、一部の規定は10月からでございますが、施行されております。

背景として、自動車事故は減少傾向にあるものの、自転車が加害者となる歩行者との事故が増加傾向にあり、自転車利用者の交通ルール違反、マナーの悪さが問題になっていることや、小学生が加害者となる事故で高額な損害賠償が求められる事例等が全国各地で発生をしていることがあります。

うきは市の場合、自転車の利用は小学生や中学生等の児童・生徒が多いと思われまます。子供たちを対象とした対策としては、小学校において自転車安全運転教室が開催されておりますし、自転車保険の加入についても、校長会において加入促進の要請を行っているところであります。

また、うきは警察署におきましても、パトロールのときなど自転車の安全運転に対し、個別指導がなされております。交通事故防止の点からは、自動車の安全運転はもとより、自転車の安全な利用についても重要なことであることから、うきは警察署や学校とも連携をとり、広報活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ぜひ保険加入、これは何千万かの請求をされている方もおりますので、この高額な賠償関係が出ておりますので、ぜひ保険の奨励と申しますか、それから安全教育、これがかなりずさんなところもございますので、その2つに力を入れていただきたいというふうに思います。この2つを、5つのうち2つでも僕はいいと思います。

それからこれは別な話であります、吉井駅の前に駐輪場があると。そこの照明が1カ所ないということで、危険だということを地元の議員からお聞きしておりますので、早急にLED化するなり、1カ所追加するなり、そこら辺の対応をお願いしたいと、以上、答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいていますように、保険加入についてもそういうお願いをしておりますので、今後もしっかり対応させていただきたいと、このように思います。

今の吉井駅前の駐輪場については、今御指摘いただきましたので、担当のほうに指示をしておきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） それから、自転車の乗り方教室と申しますか、安全教育についてもぜひよろしく願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（榎川 正男君） これで9番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時15分より再開します。

午前10時02分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（榎川 正男君） 再開します。

日程第2. 議案質疑

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため「辺地総合整備計画」を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

事前にお配りしておりました辺地総合整備計画により説明をさせていただきます。

平成28年の3月議会におきまして、平成28年度から平成31年度までの4カ年の辺地総合整備計画を承認いただいておりますところでございますが、今回、その計画の変更を行うものです。

変更理由といたしましては、辺地債を活用し事業を行う場合は、辺地総合整備計画書に上がっていることが条件となることによるものです。

それでは、今回の変更点について説明を申し上げます。

なお、事業費等につきましては、数字上段括弧書きがある箇所が変更となっている事業となります。数字上段括弧書きが変更前、括弧書きの下段が変更後となります。

1 ページをお願いいたします。

妹川辺地でございます。新たに元有地区簡易給水施設整備工事を上げております。

事業概要でございますが、元有地区の簡易給水施設は平成24年の九州北部豪雨により、取水口及び配管等が流出してしまいました。その後、別の取水口から水源を確保しておりましたが、2年をたたくして取水できなくなり、現在は応急的に代替水源を利用している状況でございます。この水源もあくまでも応急的なものであり、今回、以前のように山裾からの伏流水を水源とした生活水を確保するための工事を行うものです。

次に、2 ページの新川辺地でございます。

林道吉の本線の増額変更を行っております。林道吉の本線は、平成24年7月の九州北部豪雨で路面の一部が崩壊しております。応急工事は実施しておりますが、十分な安全性の確保までは至っておりませんでしたので、平成29年度より林道整備工事を行っているものでございます。事業は平成32年までを予定しておりますが、この辺地計画が平成28年度から平成31年度まででございますので、平成31年度までの事業費を計上いたしております。

続きまして、3 ページをお願いします。

田籠辺地でございます。市道三寺払・つづら線改良工事の増額変更を行っております。市道三寺払・つづら線の改良工事は、つづら山荘の手前約110メートルからつづら山荘までの区間の道路改良を平成29年度から平成32年度で予定をしております。今回は平成31年度までの事業費の増額変更をしております。

続きまして、4 ページでございます。

小塩辺地につきましては、今回は変更ございません。

最後になりますが、元有地区簡易給水施設整備工事、市道三寺払・つづら線改良工事の事業費につきましては、平成30年度当初予算に計上させていただいております。

以上で辺地に係る総合整備計画の変更についての説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号うきは市道路線の変更についてを議題とします。

説明を求めます。公共土木係長。

○公共土木係長（出利葉弘樹君） それでは、議案書の11ページをお開きください。

議案第18号うきは市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の変更について、議会の議決を求め

る。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

「区域の変更」、級、その他、路線番号156、路線名三重毛線、変更前、起点、浮羽町妹川字上元有3177番1、終点、浮羽町妹川字南ミシケ3306番14、変更後、起点、浮羽町妹川字上元有3177番1、終点、浮羽町妹川字北ミシケ3297番4、別途配付しておりますうきは市道路線の区域の変更の資料の参照をお願いいたします。

旧路線名、起点については変更ございませんが、終点が変更となります。変更前の終点が浮羽町妹川字南ミシケ3306番14が浮羽町妹川字北ミシケ3297番4に変更するものでございます。

変更の理由といたしましては、昭和55年に林道三重毛線の供用開始がなされております。林道と接道します区間130メートルが市道と認定されていなかったため、区域の変更をするものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号第2次うきは市環境基本計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号第2次うきは市環境基本計画の策定について。

第2次うきは市環境基本計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

お配りしております第2次うきは市環境基本計画をお願いいたします。

今回の改定の趣旨といたしまして、平成20年からの第1次うきは市環境基本計画の10年が終了することに伴い見直しを行い、平成30年からの10年間の基本計画を策定するものでございます。

これまでの10年間で、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、日本は新たな温室効果ガス排出の削減目標を2030年度までに2013年度比26%削減を掲げております。

このように、この10年間で地球規模での環境の変化に対する取り組みがなされております。

計画の策定に当たり、地球温暖化対策の取り組みについては、平成29年3月に策定されまし

た福岡県地球温暖化対策実行計画に準拠いたしました。また、平成28年度からの第2次うきは市総合計画との整合性を保ちながら、住民意識調査の結果を踏まえて作成を行ったところでございます。

今回の計画の基本目標といたしまして、うきは市環境基本条例第2条、良好な環境の保全と創造を理念に、第1次計画の環境像「自然豊かなふるさとを未来へ」を継承し、第1章、計画の基本的事項、第2章、地域の概況、第3章、計画の目標、第4章では6つの基本目標、1、地域環境、2、循環型社会、3、生活環境、4、快適環境、5、自然環境、6、参加と協働となっております。第5章の環境指標において、それぞれの基本項目に達成目標を設け、PDCAを行うこととしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） まず、素案から示されまして、パブリックコメントを議会のほうでも全員協議会の中で、せっかくこの今地方創生の基本を成す環境基本計画でありますので、10年計画になります。いろいろ御議論もありまして、一部修正もされておりますし、総じて非常によくまとまった計画だということの評価した上でお尋ねをさせていただきたいと思っております。

ページをめくっていただいて、なかなか分厚いのでここというのがあれですけど、いずれこれは文教のほうに付託されるであろうと思っておりますので、質疑をさせていただきます。

総合的な見地から全て読ませていただきましたけれども、これに対してどうこうということはありませんで、よくつくってあると思います。

まずは38ページをお開きください。

まず、いずれにしても、いわゆる市民協働という日ごろの年間2回の道路愛護であったり、日常の活動というもの、これはボランティア的な精神に基づいてのうきは市をいかに環境のまちとして、これだけの景観がございますから、維持していくのが大事だろうと思っております。その38ページに環境指標の進捗状況というのがあります。この表の中で、ここに8項目ありますけれども、例えば、森林ボランティア活動の開催数というのはほとんど数字がありません。それから、その下のほうにこどもエコクラブはゼロです。環境出前講座もほぼありません。一番下の環境関連の市民グループ、NPO等の団体数もゼロです。これをちょっと見たときに、今までの取り組みというのが1つの評価かなというふうに思うんですね。この10年、川を隔てて朝倉市も大変な災害で今復旧に向けての取り組みがなされておりますが、災害の後のそれぞれ国内からの応援、ボランティア、本当にありがたいような話も聞きます。しかしながら、うきは市のほうの今までの実績の中ではこういう数値も上がっていることをまず念頭に置きたいと思っております。

それで、まずお尋ねしていきたいのが、まず1つは、54ページの、ちょっと前後するかもしれませんがお許してください。不法投棄・野焼き対策の推進です。

これはもう職員の皆さんも、市長も御存じのとおり、例えば、今度合瀬耳納トンネルも開通を秋に予定されてもおります。議長、市長、それから私どもも、いわゆるあそこの道路のごみ収集の活動を4年間私も参加させていただきました。もうあそこの下に不法に投棄されているごみ、正直手がつけられません、もう際のところを拾って美化活動するにとどまっておりますので。まずはこれをスタートするに当たって、あのごみ対策をまずこの計画を実行するについてはやらんといかんじやろうというふうな思いに駆られます。あれを放置したままこの環境計画をスタートさせても、この計画には腰は入らんという思いです。

したがって、全職員、議会も一緒になって、地元の人も参加いただいて、そして地権者の承諾も得てあれは一回やらないかんですよ、あそこだけじゃないと思います。私はあの現場をよくよく見ていますから、これはいづれどうかせないかんという思いと、この防止を何とかせないかんと思いますので、その指摘をしておきます。ぜひその取り組みを、この施行に当たってまず一番先に着手すべきであろうというふうに思います。

それから2点目は、河川は何ページですかね、課長、河川のところは何ページかわかりますか、ちょっとわからんごとなつた。河川環境のところ、58ページですか。あっ、済みません、河川の水質保全となっております。

ここで思うのは、よく質疑も私もいたしますけれども、筑後川なり県営河川、県の管理河川については私たち要望はしますけれども、実施主体にありません。でも市営河川、それから水利組合なり、そういう河川の管理になるんでしょうけど、もう長年の土石、汚泥の堆積、これをどうするかということが具体的に入っておりません。これも何とか、これは全国的だと思うんですけど、どうもこのことが、いろいろな農業かんがい水利の件については農業政策の中で、多面的機能の中にも入っておりますけれども、一向に進みません。10年の計画で、この計画はなきままにこれをやったところで、いつかというか、これは現実的にしなければならないということなんです。河川道路愛護を秋にしますけど、川は流れているから作業はできません。何とかその辺を住民一体となってせないかんといつも思うんですけど、その文言はここにも入っていないから、これはこの質疑の中で明確に申し上げるしかないかなというふうに思っております。

確かに下水が、下水事業はここまでもう完成に、ほぼ計画が終了する時期に入ってきております。もう水も確かにきれいになりました。しかし、最近魚がほとんど見えなくなりました。これは水質のところですけども、生物多様性の中の話になりますけど、ついでに申し上げますけど、そういう指摘を申し上げたいと思います。

それから、河川の中で、これは筑後川もそうですけど、草刈りが届かずにあれだけの景観阻害

を筑後川あたりもしていますね、流域もうきはだけじゃなくして。あれは、阿蘇の野焼きと同じように、これを焼くというのはだめなんですか、これは規制的にどうなんですかね。あれもみんな協働して焼いてしまうと景観もよくなるし、次のきれいな草も生えてくるといつも思うんですが、法的にどうなっているのかちょっと調べておりませんので、その辺でちょっと区切りましょう、2回目でもた続きます。よかったらそれぞれに御答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 御指摘の3点についてでございます。

議員さんよく御存じの、私も現場は行っておりますが、相当ひどい状態である認識はしております。不法投棄につきましてのスタート前に一回きれいにして、それを保つと、防止するための施策ということで内部で協議をしてまいりたいと思います。

それから、2点目の河川の汚泥の堆積についてでございますが、計画の中には明記されたところはございません。ただ、汚泥ですから下が腐食、腐敗等ということも考えられますので、内部で住環境建設課等と協議しながら進めてまいりたいと思います。

それから、3点目の野焼きの件でございます。

基本的に野焼きは法で規制されております。特例として認められている部分がございます。これについては、関係所管とそれから国土交通省等に問い合わせをしてみたいと思いますが、現時点でこれは厳しい状況ではないかと、野焼きについては厳しい状況ではないかと考えております。

38ページの参加と協働と、森林ボランティアの活動回数については、県と連携して回数を増やしていくことで考えております。

それから、こどもエコクラブ、それから環境関連の市民グループ等については、現状ではなかなか厳しいボランティア活動、ただ、もともと各行政区等での地域活動というのが根づいておる部分もございますので、土地柄にあわせた活動も考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） また文教のほうでしっかり議論があろうと思いますので、何とんでも、うきはの売りという、この魅力というのは環境にあるというふうに、これは皆さん共通の思いだろうと思いますので、これを保全しながらやはり次の時代に申し送っていくというのは重要なことだろうと思います。

もう一つは、ここのバイパスもそうですけど、国交省の所管、管理でありますけれども、あそこの千年のところはもうありがたくコスモスあたりで、そしてこちら職員の方が花を植えてきれいにしております。ところが、そのほかはもう国交省が年に1回ですかね、草ぼうぼうのバイパス沿いだけを見ても、そのあたりの対策も何とかできないものなのかという気がします。そう

いうことをちょっと感じるところでございます。

そういうことをどうするかも、具体的なこともやっぱり市民を挙げてやらなきゃならないと思いますけれども、しかし、現実のこの高齢化、人口減少を考えると、言うはやすしでなかなかこれを保全していくことも難しいということもわかりますので、そういうことでお尋ねをしたいところでもございます。

最後になりますけど、これは市長のほうに総じてお伺いをしたいと思います。

今回、この計画の中で大きく基盤になるのが、私は耳納連山と筑後川がうちのいろんな造型的にも環境的にも基本になるというふうに認識をします。

それで、2ついつも申し上げておりましたが、今回の市道認定についても、今度秋にトンネルが開通します。そして、これを機に、さっき三重毛線の住環境建設課からありましたけど、耳納スカイライン、あの見事な景観が両脇に木が茂って景観が全く見えない。このあたりをひとつ、この環境計画も含めて考えていくといいなと思っております。これは当然久留米・八女との共同事業になると思うんですけども、それをいつもお願いしているところであります。

それから、筑後川の件でございますが、筑後川の環境が1つの目安というのは、これも何回も申し上げました。66ページに、鮎等の生態を保全するため、有害鳥獣の駆除に努めるとともに、水辺の再生を図りますということ、鮎の再生あたりの文言も計画に入れていただきました。これもやはりうきはの宝の大きな一つで、この環境が、私も望むところは、四、五十年前に鮎があの大石堰の堰堤にどんどん上りよった光景が今も焼きついて忘れられません。簡単にできる話じゃありませんけれども、これも市長に、これこそ流域のみならず県でもこの筑後川の水の恩恵にある福岡都市圏も、その責務があるというふうにいつも思います。ですから、ぜひこれは連携して広域事業としてでも、この環境保全をすることでやはりうきはが生きていく唯一の道の一つであろうと思いますので、その辺を含めて総合的に市長からの御答弁がいただければありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員が御指摘されるように、うきはの大きな特徴の一つに風光明媚な自然環境と田園風景があります。この自然環境はしっかり後世に残すべきだと、このように思っております。

そういう中で、今回環境基本計画、10カ年計画であります。第1次計画がどちらかというと衛生環境に比重を置いていた感があります。環境というのは、衛生環境と自然環境と大きく2つに大別されますが、今回かなりなボリュームで自然環境に触れていただきました。これも計画を策定していただきました審議会の皆さんの御努力、あるいはパブリックコメントで市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんにもいろんな御提案をいただいて、ここまで策定したことを本当

に私としてはうれしく思っております。特に生物多様性の話であったり、環境庁とも連携をして、森、里、川、海をつなぐりの回復という、私自身も委員にならせていただいて、この回復にも努めさせていただいているわけなんですけれども、そういう中で御指摘があった鮎の再生の話であったり、耳納スカイライン、今眺望がなかなかきかないというふうな御指摘もいただいていますので、そういうことも含めて、この環境基本計画、絵に描いた餅にならないようにしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 今、7番議員と関連するところもありますが、ざっと読ませてもらうと、これはほんな人間のための計画に見えてくるとですよ。それで、この66ページあたりの生物多様性、どこでどげな保全をやっておるのかと。これ議会でも何回も言うてきたと思いますが、全部コンクリートですね、今水路とか河川とか。それで、昔は私たちがまだ小さいころ、ちょっと横の水路に出ていくと、もういろいろな魚がおったんですね、魚、エビ、カニ、今全然ありません。何でかという、もう全部コンクリートですよ、三方コンクリと言うかな。それで、人間のためは、確かに壊れたりしにくいけんそれがいいのかなと思いますが、もう全然その生物の育つような環境じゃねえんですね。

それで、巨瀬川のあそこのときも言うたと思いますが、あそこもあれだけの川も全然生物が住めんごつてしまいよるですね。それで、何か工夫して、やっぱりそういう生物がそばに生きられるような環境をつくってもらいたいと思います。

それと、7番から出ていました鮎ですね。組合で大分放流はしよるという話は聞きます。しかし、もうウが全部とりよっですね。それでいつかも言うたごと、昔は鮎の時期になると、この辺まで水に入って、もう何十人も魚釣りよったですね、鮎を。もう全然見かけんとですね、ここ数年。それだけやっぱり筑後川の環境も変わっておつとですよ。

それで、人間だけの環境保全じゃなくて、やっぱりほかの生物も考えた環境づくり、その辺はできなかったのか。答弁をお願いします。市長がええかな。先ほんなら担当に聞く、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議員さんからの御指摘の部分で、自然に優しい生物多様性の保全ということを第一義に考えるべきという御指摘だと思っております。

66ページに、この基本計画の中で、河川整備に際しては、既存生態系に配慮した河川工法を検討し、河川整備を努めるとはっきり明記をして、今後10年、生物多様性、自然環境の保全にやさしい取り組みをしていきたいということで記載をしております。

現実的には、既にコンクリート、三方コンクリとなっている部分については、改修とか新規、

そういうときにしかなかなか扱えない現実がございますが、ここに明記して、ここの生活環境だけじゃなくて、自然環境を守っていくという基本的な計画方針を立てて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘の人のための環境ではなかったかというのは、どちらかというと環境衛生に比重を置いた取り組みが今まで多過ぎて、それも重要なんですけども、自然環境がかなりなおざりにされていた感があると正直思っております。そういう面では、今回の第2次計画については、自然環境に相当力を入れた計画になっておりますので、今現在がこういう厳しいいろんな課題がありますので、この計画を契機として、この生物多様性の保全も含めて、いろいろ種々対応していきたいと思っております。

それから、今までややもすると、この環境と経済というのは融合しないというか、環境をやれば経済負担が大きいということで、そういう対応だったんですが、やはり藻谷浩介氏の里山資本主義の提唱であったり、あるいは兵庫県に豊岡市というところがあるんですが、もともとあそこにはコウノトリが生息していたんですが、昭和の戦後、近代化とともにコウノトリが絶滅していたんですけども、20年かけて今コウノトリの再生をやって、今では生息をして、そしてそこでとれる米をコウノトリ米ということで、1キロ1万1,000円ぐらいで売られているというふうな話でありますので、今後、時代が大きく変わってきて環境と経済が融合するような時代も来るのではないかと、そういうことも見据えて、しっかりした環境施策、自然環境、衛生環境もそうですが、取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） ぜひお願いしたいと思います。子供たちが、今の子供は干川ちあるですね。干川になっても、魚がおらんけんとれよらんもんか、もう全然興味がねえんですよね、その生物に。自分たちはもう水利の干川というと、もうこぞってバケツ持って行きよったんですよ。そして、そこに何がおるということまで全部把握して、子供を育てる上でもやっぱり自然に親しませんと、もう今何ですか、あれ、あればっかりですよ。そりけん、そういう観点からもやっぱり自然環境も、人間ばっかりで環境を横取りせんなしてやっていただきたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） すばらしい環境基本計画ができておりますけれども、これ2018年度から、ことしから10年間ということでもあります。したがって、このまま元号が続けば、平成39年度までであります。来年変わるんですけど、いわゆる途中で変わりますけれども、この間に2回の国勢調査が実施されます。どんどん人口が減少してある。したがって、環

境基本計画ができてありますけれども、これ一体誰がやるのかということなんです。問題は、いわゆる未加入世帯が700ぐらい出ているわけです。この未加入世帯については、全く河川の清掃にも道路愛護にも出てこないという状況ですよ。

この中で、59ページに努力規定みたいなことになっているんですね。59ページが河川の清掃ということでありまして、いわゆる河川は自然環境でありますから、手入れをしないことにはだんだん汚れてきたりすることになるわけ。

59ページに市民・市民団体の取り組みということで、河川の清掃活動に積極的に参加しましょうと。その下に、事業者、河川の清掃活動に積極的に参加しましょうと。

実は、私どもの地域では、8月のお盆前に必ず全河川を清掃するわけですよ。これはもう昔からの恒例になってありますから、大変な行事なんですけど、ところが、今は男性の方があんまり出てこないわけですよ。どうかすると、もう男性がいない家庭が多いものですから、女性の方になっているわけですよ。そして、事業所あたりは絶対出てきていないわけですよ。しかし、朝早くから1日かけて河川清掃、これは道路愛護とは全く別個に河川清掃をやっておりますけど、次の67ページですか、67ページに道路愛護のことも書いてあるわけですよ。市民団体の取り組みということで、道路・河川愛護の日や各種環境学習講座の活動に積極的に参加しましょうと、ただ呼びかけているだけですよ。皆さん方は道路愛護のときも、あの無線放送も使っても放送していないんですよ。私一遍言うたことある。きょうは御幸校区の道路愛護ですから、どうぞ行政区にかたっていない方も、いわゆる周囲の道路の清掃には御協力くださいというふうな放送をやってくださいというのを、今まで一回もやっていないですよ。皆さん方は道路愛護日というのを決めますけれども、非常にそれについては消極的であるわけですよ、積極的でないわけ。したがって、河川清掃、あるいは道路愛護案内は、いわゆるこういう基本計画をつくっても、それを周知しないなら何もならないということでもありますよ。

この後、73ページにもそういうことが書いてあります。73ページの中に、市民・市民団体のことで、道路・河川愛護の日や各種環境学習講座の活動に積極的に参加しましょう。その下の事業者も同じですよ、道路・河川愛護の日や各種環境学習活動の活動に積極的に参加しましょうと、ただうたっているだけですよ、これは。先ほど絵に描いた餅にしたいと、絵に描いた餅になっているわけですよ。

したがって、こういうものについては、もう少し積極的に行政が取り組んでいただかないと、自然環境は地域の住民だけでは守れないわけですからね。

それから、もう一点お尋ねしたいのは、50ページですか、いわゆる再生可能エネルギーの普及促進ということですが、だから、大変いいことですよ。ところが、私どもは太陽光発電をつくってありますけど、この金は誰が出しているかという、言いかえれば、その金は市民の

方が出しているんですよ。九電は全く関係ないです。皆さん方は毎月の電気代を見てくださいよ。あの検針票の中に再生可能エネルギーの負担金というのを取られてありますよ。私計算しましたら、私のところで7,000円から8,000円ぐらい出しているわけ。したがって、これが普及すれば普及するだけ市民の方は犠牲になっているわけですよ。

そこで、これを作成するときに、うきは市民1万1,000世帯ありますが、その中でどの程度の金が出されているか計算してありますか。してあったら教えていただきたいと思います。今度、平成30年度の買い取り価格は18円ということが決まりましたね、政府の買い取り価格は、というのは、九電は18円で買い取るけれども、その電気代は市民が出しているわけですよ。そして自分が売るときには21円で売るわけですよ。全く電力会社の、いわゆる手助けをしているような格好になってあります。

したがって、普及促進をしますということですが、現在うきは市の市民がどの程度電気代、再生可能エネルギーの代金を支払っているのか、調査してあったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 御質問の何点かございますが、まず1番目、河川清掃、道路愛護等の取り組みの中で幾つか御指摘いただきました。未加入者、未加入世帯の問題、それから高齢世帯等で男性の参加が少なくなっている現状、それから市のほうの事業者への啓発、御指摘をいただいております。それぞれ未加入者の問題、一連して未加入者が少なくなれば、河川・道路愛護の参加者もふえてくる。そうなれば、若い方の参加も出てくるという連鎖をすると。その中に、事業者等の市からの啓発を積極的に行う。御指摘どおりだと思います。これは総合的に庁舎内の中の担当部署、私のところだけじゃなくて、関係部署で検討してまいりたいと思います。

それから、50ページの再生可能エネルギー、太陽電池関係の太陽光の関係での九電の再生代金の把握があるかという御指摘でございますが、この金額等については把握しておりません。この九電のほうに問い合わせると回答が出るものかちょっとわかりませんが、必要であれば問い合わせしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ひとつ九電のほうに問い合わせただければわかると思いますよ、再生可能エネルギーの電気代に上乗せして徴収してありますからね。皆さん方、各家庭で領収書がありますから、あれを見ていただければきちっと載ってありますよ、幾らというのがですよ。したがって、1年間累計しますと大変な金額になるわけです。これに対する九電あたりの援助があっているのかどうかということです。ここに書いてありますよ、いわゆる普及支援施策等を国や県の動向を把握しながら検討しますということですから、そういうのがあってあれば、

また出してもらえれば別ですよ。ところが、出してもらわないということになりますと、何も関係ない、太陽光発電のその電気代まで家庭用の電気代に上乘せされているというような実態でありますから、ぜひ九電のほうに、その件については問い合わせをしていただきますように。

それから、道路愛護、河川愛護等については、どうぞ市のほうから積極的に全市民が参加して自然環境を守るような、そういうシステムをつくらんことには、だんだん今やっていることも崩れてしまうおそれがありますから、特にお願いをしておきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 所管ですので、質問じゃありませんが、66ページの河川工法の中で、以前吉井町のまちおこし、そういう補助金で上古賀の河川を蛍が住みやすいような工法という特別なやり方でやったことがあります。現実に三方コンクリートの壁に穴をあけて、そこに水生生物が生きられるようにということで、草が生えるような、そういう施策をしたことがありますので、できればそういったのを所管のときでも効果というか、今がどうなっているのかという、そういったものを所管審査の前までにできれば報告できるように調べていただければありがたいと思いますので、ちょっと発言させていただきました。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 御質問の上古賀につきましては、済みません、私記憶がないもので、多分相当前の時期だと思えます。恐らく、南新川の改修工事を行った後に、田主丸の中でヒナモロコの生育活動ということで、国土交通省のほうの改良を行ったという時期ごろだったのではないかと思いますので、ちょっと間に合うかどうかわかりませんが、当時の職員と、それから書類等を見て、回答できるものであればお調べして回答したいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） これはお願いですが、昔おって、今はどんなになっておるかですね。河川の生物含めて、魚。一回調査してくれんですか。昔ドンコとかアカギユウとか言いよったつはもう全く私も見らんごとなったが、おるじゃろうかと思うて。でくっですか、それ。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議員さん御指摘の件は、環境審議会の中でも議題として、論議として上がりました。なかなか最近ではメダカでも見かけないという中で、全く同じく、これは今市内にいるのかいないのかと。見つからなかったとしていないともいえないところがあるのでですね。

ただ、その件に関しては、わかる範囲内でまた調査を行うような形で、わかる範囲内で実態調

査というのをやらなければいけないと思っております。

それから、県のほうの担当部署関係もありますので、持っている資料については提供いただくというような関係で行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員、3回目です。

○議員（7番 江藤 芳光君） 三園議員とも同じことなんですけど、4月29日が道路愛護で、この基本計画は新年度からですね。ぜひその道路愛護の呼びかけ、この環境基本計画がスタートするのを機会にやっぱり防災無線もいいんですけど、張り紙あたりも1つの義務だというイメージをつくっていかんと、未加入世帯の人は、本当に費用負担も何もしない。街灯あたりの費用も払わない。これはやっぱりいかんと思うんですよ。だからここはもう一回、そう1回、2回したところでどう動くものじゃないでしようけど、三園議員がおっしゃるとおりに、この機会を捉えてぜひ見解をいただきたいというのを最後のお願い、質問にします。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 環境の保全に対しまして、非常に積極的な御意見をいただき心強く思っております。道路愛護につきましては、私のところだけでございませんで、道路の住環境建設課がございしますので、住環境建設課と十分協議をしながら、できる限り御指摘がありました看板といたしますか、掲示、それから防災無線での広報というような形を、どういう形で行うかを近日中に、4月29日ですので、検討をしてできるものについては実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号第3期うきは市地域福祉計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第20号第3期うきは市地域福祉計画の策定について。

第3期うきは市地域福祉計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めます。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

説明させていただきます。事前に配付させていただいております計画案をお手元にお願いいたします。

まず、計画の策定に当たりまして、市内2,000名を対象に、地域福祉に関しましてアンケート調査を実施いたしました。回収率につきましては40.8%でありました。これに加えまして、市内11地区で社会福祉協議会と連携いたしまして、座談会を開催いたしました。出席者は自治協議会の役員の方々、区長さん、民生委員、児童委員、福祉委員の方々などで広く意見を伺ったところであります。

平成30年度の社会福祉法の改正で、地域福祉計画は保健福祉分野のほかの計画の上位計画として位置づけられます。

そこで、今回横断的な計画とするため、子育て及び生活困窮者自立支援に関する取り組みを新たに盛り込んだところであります。

5ページをごらんください。5ページから9ページまでの第1章で、計画策定の背景・目的、位置づけなどを記載しております。全国的に少子・高齢化や若者の都市への流出が進行する中で、地域には手助けや支援を必要とする人たちが増加しております。そのほか、虐待や孤独死の問題、生活困窮者への支援など、さまざまな地域での問題が深刻化しています。

また、記憶に新しい昨年7月の豪雨災害から地域コミュニティの重要性が再認識されました。うきは市では、平成25年に第2期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。その中で、社会福祉協議会、住民及び地域が協力してそれぞれの立場で課題に取り組んでまいりましたが、課題の多様化、複雑化を踏まえ、本計画の見直しを行い、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間として策定しております。

本計画は、高齢者福祉、児童福祉、子育て支援、障がい福祉等、他の分野における行政計画の上位計画として、他の計画と整合性、連携を図りながら、住民の福祉向上を目的としております。また、本計画では自助・共助・公助を基本的な考えとしながら、顔の見える関係づくり、ともに生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくることを目指すための計画としております。

11ページから16ページの第2章では、うきは市の概況を記載しております。

21ページから23ページまでの第3章での基本的な考え方に基きまして、25ページから始まります第4章では、具体的な取り組みと役割分担について記載をしております。

本計画の取り組みの基本理念としまして、「声・手・心 つないで人の輪 地域の和」とし、次の4つの基本目標とそれぞれに2つの柱のもと取り組んでいきます。

25ページをごらんください。

1つ目の基本目標としまして、「人と人がつながるために」とし、交流、ふれあいの充実と地域の連携の充実の2つを取り組みの柱としています。

具体的な取り組みは、総合福祉センターなどの公共施設等、さまざまな既存施設の有効活用、利用促進や各地区の催しについて、広報などを活用して情報提供に努め、積極的な参加を呼びか

ける。また、地域の関係機関や団体間の連携を図るとともに、地域の各種活動や交流を通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報を共有、活用する仕組みの構築などがあります。

続きまして、35ページをごらんください。

2つ目の基本目標は、「安心・安全に暮らしていくために」としまして、支え合える関係づくりと安心・安全を支える体制づくりの2つを柱としております。

具体的な取り組みは、地域の見守りネットワークの構築や地域の中で相談活動に携わる人たちに研修への参加を促し、質の向上を図ることや防犯活動の充実などです。

続きまして、44ページをごらんください。

3つ目は、「適切な福祉サービスを提供・利用するために」としまして、情報提供・相談支援体制づくりとサービス向上の仕組みづくりの2つを柱としております。具体的な取り組みは、困ったときに気軽に何でも丸ごと相談できる体制の整備と、今回「安心して子育てできるまち～子は宝～」を新しく追加いたしました。ここでは、子育て中の親や子供たちが交流できる環境の整備を図ること。保育サービスの充実、不登校、ひきこもりの状態にある者への支援などです。

58ページをごらんください。

4つ目は、「誰もが地域福祉活動に参加できるように」としまして、つながる意識を高めようとボランティア活動を広めようの2つを柱としております。

具体的な取り組みは、福祉をテーマとした講演会やイベントを実施し、福祉意識の啓発を図ることやボランティア活動への支援などです。

67ページから始まります第5章につきましては、社会福祉協議会の策定します地域福祉活動計画となりますので、説明は省略させていただきます。

88ページをごらんください。

第6章では、本計画の推進に向けてそれぞれの役割を記載しています。

計画の推進は、行政や社会福祉協議会だけでなく、住民一人一人が地域社会の一員としての自覚を持ち、それぞれの立場でPDCAサイクルに基づき、計画の評価、見直しを継続的に取り組むこととしております。

以上、説明を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（**7番 江藤 芳光君**） それじゃ、これも文教のほうに付託をされるであろうと思いますので、一通りこれも読ませていただきました。大変よく構成され、記述も非常にわかりやすく、内容もあるように評価をさせていただきたいと思います。

そこで、ぜひ御議論いただきたいのは、ちょっと失礼な話ですけど、よく耳にすること。これやゆするわけではありません。我が事・丸ごとの地域づくり推進事業、これが出てきたときに、人ごと・丸投げ事業というふうな言葉もやゆされたこともありました。例えば、社協に丸投げじゃないかという声も聞きます。でももう今回の福祉事務所長はまさにそういうことのあれもない、誠意頑張っておられるということでございまして、こういう言葉にはもちろん当てはまらないというふうに思っております。ただ、計画はやすし、実行は難し、なかなか難しいということで、これを読んでみまして、まず身近に来るのがもう8年後ですか、7年後ですか、2025年問題ですね。それから、2040年にはもうひとり暮らしが40%に達するという報道が、もう皆さん御承知だと思います。ですから、この事業というのは現実的には大変な事業であります。

私も大石におりますけど、この間5回にわたっての社協との取り組みの中でも参加させていただいて、これにも大きくかかわっているというふうに思います。

ただ、ああいういろんな大石と江南ですか、こういう事業に取り組んでモデル的にやっている、御幸もそうだったと思うんですけど、ただ、参加する人が固定的ですね。それがもったいない、いい活動を展開しているんですけど、そこで、ちょっと見て、82ページにそのことが書かれております。上から4行目です。一部の役員（区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員など）だけが地域の福祉活動に取り組んでも、なかなか地域全体がよくなかなかつたり、役員の福祉の知識は向上しても、地域全体の福祉力（課題の把握能力、解決能力）が高まるまでに至りませんというのが、まさに非常に大変なところだと思うんですね。

それで、私思うんですけど、コミュニティの段階には入りました。ところが、それに反して158区のいわゆる常会ですね、集まり。今は年度がわりの役員決めだけで、それ一回だけしか集まる機会が、あるところはもう昔ながらに毎月集まっているところも部分的にあります。これを進めるには、もう現実私たちの問題ですから、誰に頼るじゃなくて、もう自助、共助、公助と言いますが、公助以前に、もう自分たちでやらなくちゃいかんという認識はできていると思うんですが。

ぜひコミュニティ対応じゃなくて、そのコミュニティの対応は大事だけど、やっぱり区に入って常会を開いて密接にやらないと、こんなものしても役員が変われば、もう常に新たですよ。区長さんも1年か2年で変わる。するとまた新た。これをどこかで押さえるにはもう158区の常会に何らかの形で社協とも連携して入り込んで、あんたどんがこつばいという話をしないと、これもうやはり計画はどんどん深刻になるばかりで行動が伴っていかないんじゃないかというふうに思いますので、しっかり私はそういうふうなことを頭に置いて読ませていただきましたので、1つの現実的な感想も含めてであります。何かそれに対してありましたらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 御指摘の件につきまして、今年度から、先ほども申されましたけれども、我が事・丸ごとの地域づくり推進事業に取り組んでおります。これにつきましては、2つの事業がございまして、御存じのとおり、行政区ごとに小座談会の開催、それから福祉会の設置という取り組みをしております。社協のみならず、やはり福祉事務所としましても、この事業を柱と据えまして、先ほど御指摘の問題についてはしっかりと取り組みをしていきたいと、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これも第3期のいわゆる地域福祉活動計画が出されてありますけれども、問題はこれを徹底させるためには、民生委員67名ですね、浮羽、吉井含めて。それから、浮羽町では、その民生委員のほかに福祉委員というのがいらっしゃるわけですよ。この方たちが一生懸命励んでもらわなきゃならんということになるわけなんです。

実は私も、ことしは1年間隣組長をしておりますから、寄り合い会の当番になったわけですよ。ところが、寄り合い会というのは男が行っても何もならんわけですよ、料理をしなきゃなりませんものですから。

したがって、私のところ家内が体壊しているものですから、例えば、7月の寄り合い会でありましたけれども、別の女性の方を雇ってそれに出しましたけれども、そのあけた結果がわずかに10名しか来ていないという状況なんです。私どもの浮羽区というのはかなり大きゅうございまして、75歳以上だけでも70名を超えているわけですよ。ところが、私どもが寄り合い会の御案内持っていくんです。そうすると、即答はもらえんわけですね。検討しておきますからということで。今度はいよいよ福祉委員の方に報告しなきゃなりませんから、行きますと、いや、もう今回はやめておきますとか、そういうことで、例えば、私の担当だけでも15名おりますが、実際に参加するのは1人か2人なんです。したがって、寄り合い会というのが名ばかりになっているような気がしますものから、少しは内容的に充実をしていただかなきゃますます寂れてしまうというおそれがありますからね。

そこで、このページの中に、地域福祉を支える人・組織の状況というのは17ページに載っております。民生委員・児童委員、これは厚生労働大臣の委嘱ということになります。浮羽で35人、吉井で32人ということですが、この人たちの活動をひとつ活発になしていただくというのが一番大事であるわけですね。よく西日本新聞の夕刊にコラム欄というのがございますよ、この中に載っているわけですよ。今度民生委員が変わりましたけれども、以前の民生委員はよく訪ねてきておったけれども、今度の民生委員は全く訪ねてきませんというふうなコラムに載っているような状況でありますから、というのが、やっぱり人材が不足してありますもの

ですから、民生委員等も場合によっては回りばんこで交代しているような状況であるわけですね。

したがって、その点の教育を徹底してもらわなきゃなりません、その下のほうに、29年4月現在、うきは市では370人の福祉委員が活動していますということですが、これは吉井にはないわけですか。これはどう思っているわけですか、皆さんにお尋ねします。こういう福祉委員の委嘱を浮羽町ではもう早くから、合併前からやってあったわけですが、いいことですか、悪いことですか、いいことだったらやっぱり吉井町でも進めてもらわなきゃなりませんけれども、ここに29年4月現在、うきは市ではとじてありますけど、370人の福祉委員が活動してありますということですが、浮羽では以前やってありましたが、吉井ではどういう状況なのかお尋ねしたいと思います。この370人の内訳です。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉委員さんにつきましてですけれども、こちらにつきましては、基本的に各行政区、浮羽町、吉井町、両方全てから各行政区より1名以上の選出ということですので、吉井町のほうでも社協のほうで委嘱をしていただいております。

それから、済みません、内訳についてはちょっと手元に今資料がございませんので、後でお教えいたします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号うきは市障がい者計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第21号うきは市障がい者計画の策定について。

うきは市障がい者計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

うきは市障がい者計画（案）について説明をさせていただきます。事前に配付させていただいております計画案をお手元をお願いいたします。

それではまず、1ページをお開きください。

第1章には、本計画の基本的な考えについて記載をしております。本計画は、障害者基本法に基づきまして、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画といたしまして、平成18年に策定して以降、計画期間の6年ごとに見直しを行っております。

なお、今回は障害者総合支援法に基づき策定します第5期障がい福祉計画及び児童福祉法の改正により、新たに策定が義務づけられました第1期障がい児福祉計画を一体的に策定してござ

す。こちらの2つの計画の期間は3年となっております。

3ページをお開きください。

本計画では、全ての地域住民が障がいの有無にかかわらず、役割や生きがいを持ち、支え手と受け手に分かれるのではなく、皆が社会の構成員の一人として尊重され、社会参加できる社会の実現を目指しております。これまでの計画に引き続きまして、「このまちで楽しく生きていくために」を基本目標としまして、計画の実行を推進してまいります。

4ページをごらんください。

障がい者計画におきましては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、物理的、精神的なバリアを取り除く取り組み、利用者が適切なサービスを受けられるような相談支援の充実、多様な障がいの特性に応じた施策、関係部署との連携といった4つの長期的な視点に基づき、施策を推進していくものとしております。

5ページをお開きください。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画における短期的な視点としまして、一人一人のニーズに応じた支援、一貫した支援体制を整えるための関係機関ネットワークの構築、障がいに対します知識や理解を深める啓発、就労支援の4つを掲げております。

6ページをごらんください。

第2章には、うきは市の現状としまして、各障害者手帳の交付状況や障がい福祉サービスの利用状況を掲載しております。

9ページの(5)障害児通所支援をごらんいただきますと、放課後や夏休みに障がいのある児童が生活の能力向上などの支援が受けられます放課後等デイサービスの事業所が平成28年7月にうきは市内に初めて開校したことから、利用者が急増していることがわかります。

続いて、第3章障がい者計画になります。

10ページをごらんください。

施策の体系を図であらわしたものになります。

施策の方向としまして、5つの重点項目を掲げ、具体的に右に記載しております施策に取り組みをしていきます。

13ページをお開きください。

1つ目の重点目標は、保健・医療・福祉の充実です。

障がいの予防、早期対応を行うために、保健・医療と連携した健康づくりを推進し、障がい福祉サービスの充実を図ります。このため、相談支援事業や母子保健事業の充実を図り、ニーズに幅広く対応できる体制を構築してまいります。

15ページをお開きください。

2つ目の重点項目は、雇用・就労の促進です。障がいのある人それぞれの特性に応じた雇用・就労の促進を図ります。そのため、特別支援学校や関係機関、また昨年開設されましたうきは市無料職業紹介所などと連携して就労に向けた支援を充実させます。

17ページをお開きください。

3つ目の重点項目は、理解と交流の促進です。心のバリアフリーを目指し、障がいに対します理解を深めるための啓発を実施いたします。

そのため、障がい者週間の啓発活動や昨年初めて道の駅の協力を得て実施いたしました「まごころ製品販売会」を継続して実施し、取り組みを進めてまいります。

19ページをお開きください。

4つ目の重点項目は、療育・保育・教育体制の充実です。

それぞれのライフステージに応じました一貫した支援体制を構築します。そのため、福祉、教育、保健、学校などさまざまな関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

20ページをごらんください。

5つ目の重点項目は、生活環境の整備であります。

障がいがある人を取り巻く環境の充実を図り、地域生活を支援いたします。そのため、公共施設の計画的なバリアフリー化や運転ボランティアによる移送サービスの充実に努めます。

23ページをお開きください。

第4章は、第5期障がい福祉計画となっております。

本計画では、平成30年度から平成32年度の3年間で必要となるであろう障がい者福祉サービスの見込み量を算定し、記載しております。

ほとんどのサービスが横ばいであるか、微増ある中、就労支援の見込みにつきましては、ここ数年で市内に就労支援施設がふえたことにより増加を見込んでいるところであります。

34ページをお開きください。

第5章は、第1期障がい児福祉計画となっております。

本計画では、平成30年度から平成32年度の3年間で必要となるであろう障がい児福祉サービスの見込み量を算定し、記載しております。

今般、発達障がいが増加していることや放課後等デイサービスの事業所が市内に開設されたことによりまして、サービスの見込み量は大幅な増となっております。

37ページをお開きください。

第6章、最終章になります。庁舎内の各部署を初め、社会福祉協議会や関係団体と連携し、また啓発などにより地域住民の理解も得ながら、本計画の実施に努めていくものといたします。

以上、説明を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（**7番 江藤 芳光君**） それでは、これも文教のほうに付託されると思うので、一言お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、この計画を非常に歓迎する一人であります。私ごとでもあります。こういう障がいをお持ちの方で大変な悩み、生活をしている方もたくさんいらっしゃると思います。実は、私もその一人になりまして、私が選挙に出る8年前にちょうど選挙の後、数日して生まれた子が、これは難病の一つで、成長しない、軟骨無形成症云々という病気で、子供のまま生涯送っていくということで、それだけにとどまらず、目、耳、いろんな障がい、医大に行ったり来たりの繰り返しをやっていますので、それがあったからということじゃなくて、まさにそういうものを踏まえて、私だけじゃなかということとは十分わかっていますが、それも非常に興味を持っております。この障がい者のみならず、学校でもいじめ防止の法律ができたり、人を大事にするというものがここまで進んできたかという実感を持っております。

ぜひ、今その子は田主丸のほうで非常に手厚く特別学級で小学校に入りましたけど、対応いただいておりますけれども、今からしっかり社会の中で悩み苦しみながら生きていくだろうというふうに思いますが、私は全てオープンにして生きていけということを行っています。そういうことで、私的で申しわけないんですけど、やはり皆さん興味を持っていただきたいという、こういう事案があったからそうということではないんですけども、それもあってから非常に興味を持っておりますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいということで、皆さんにメッセージをお送りしたいと思います。何かコメントがありましたらお願いします。

○議長（**櫛川 正男君**） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（**梶原 康宏君**） 今のお話ですけれども、この計画にもございますように、各種機関としっかりと連携をとって、やはり障がい者の方、子供さん、全ての方に等しくサービスが行き届くと、これは一番大事なことであります。そのための周知等にもしっかりとかわって、しっかりと計画を推進していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 13番、三園議員。

○議員（**13番 三園三次郎君**） ページでいきますと、6ページにうきは市の現状が出てあります。各手帳の交付状況ということでありますが、これは障害者手帳を持っている方の数が出てありますけれども、当然こういう方には、いわゆる駐車をする場合にまごころ駐車券というのが出ていますと思いますが、グリーンのやつですね。あれがありますと、例えば、市役所の玄関、右

側にあります駐車場にとめられますけれども、実は、その青色じゃなくて赤色の駐車券が出ているのは数がわかってありますか。赤いというよりも、ダイダイ色のやつですね。これを持たれている、交付を受けている方はどの程度いらっしゃるかということが1点です。

それから、障がいがありますと、まず移動手段も去ることながら、移動ができるけれども、車のとめ場が近くにないということが難点なんですよ。したがって、イズミあたりに行きますと、あの北側のほうにまごころ駐車場というのができてありますけど、南側にはないわけですよ。

したがって、こういう駐車場が設置されてある箇所は把握ができていのかどうかということですね。一番困りますのは、身体障がいがありますものですから、例えば、足が悪いということになるとなかなか歩いて行けないということですから、どうしても近くの駐車場を利用することになりますが、それが利用できない。仮にあっても、そこには一般の方が平然ととめているという状況を時々見かけますけれども、これに対するこの障がい者福祉計画の中ではどのようなたいをされてあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） まず1点目の御質問です。オレンジ色の駐車券につきましては、妊産婦に対して交付をされておる表示です。これにつきましては、件数は現在資料がございませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

2点目、障がい者の方々の駐車場の確保につきましてです。

こちらについては、県の制度でまごころ駐車場と申します。県のほうが設置箇所を把握しておるといふことであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） オレンジは妊婦用ということではありますが、これ宣伝してありますか、周知してありますか。周知していなかったら全くわかりませんよ。あれは妊婦用だけじゃなくて、お年寄りももらえることになってありますよ。現に私のところももらっていますから。どこでもらうかと言うと、本当は吉井の浮羽の福祉協議会でもらえますよというふうなことは聞いてありましたけれども、全くわかりませんでしたものですから、県の福祉課に行ったんですよ。そしたら、すぐその職員の方がいわゆる病院の診断書を送ってくださいと、そういうことで、実は5年間の有効期限のオレンジの駐車券をもらっているわけですけど、したがって、全くそのうきは市の福祉事務所でそういうものを発行しているというのはそれまで知らなかったものですから、県からいただいたというふうなことでありますけど、もちろん全く手数料等も要りませんでした。

したがって、そういう制度があるんですから、いわゆる障がい者、障がい者というのはそこに

ありますように、1級から6級までの該当者でないと障害者手帳というはもらえないわけでしょう。ちょっとぐらいの障がいがあっても身体障がい者でないですからと言われれば、全くそういう手帳の恩恵はあずかれないということになってありますけれども、その身体障がい者でないけれども、そのような手足が不自由、そういうものについては、いわゆるオレンジ色の駐車券というのがありますものですから、これについてはやっぱり周知をしてもらわなきゃ誰も知りませんよ、何も手がかかるものじゃないですよ、あれは。交付年月日を書いて、何年という、5年いただいておりますけど。そういうことでありますから、その障がい者だけ、手帳をもらっている方だけにそういう温かい手を伸べるということではなくって、本当に困っている人には、いわゆる周知してでもそういうまごころ駐車場の利用券というのを交付していただくようお願いしたいんですが、回答がありましたらお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） ただいまの御指摘のとおり、県の事業でありますけれども、しっかり市として広報等で周知して、利用していただけるようにしていきたいと思っております。特に、障がい者関係のサービスにつきましては、手帳取得がほとんどの条件になります。ただ、この駐車場に関しましては、そういう要件でございませぬので、しっかりと利用していただけるように、また、駐車場の確保について、やはり皆さんよく障がい者のスペースに一般の方が駐車されているところをごらんになると思っております。モラルの問題ではあるんですけれども、いま一度やはり計画の策定にも当たりまして、しっかりと広報等で周知をしていかなくてはならないと、そう思っているところであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） バリアフリー化、公共施設、その辺でちょっとお尋ねしますが、以前から障がい者にやさしいまちづくりをすることは耳にタコができるごと聞いております。しかし、この20ページ、3行目ぐらいからか、市の施設や道路等において順次バリアフリー化を進めていますが、まだ不十分どころが見受けられますという、ほぼできて、不十分な点が幾つかあるような表現になっておるですね、私がそういうふうに感じていますが、ただ、道路、公共施設、多分ほとんどできていないんじゃないかと思っております。私は逆に。以前提案したうきは市図書館、あそこの例を挙げると、前にずっと通路というか、モニュメントやらずっとあるですね。あれだけ長いスペースがあって、そして障がい者が車椅子で行くところは屈折して、物すごいあれ不便ち言いよるですもんね。それで、何であそこの真ん中にどーんとスロープをつけて幅広く、逆に。そうすると、普通の健常者でも安全に歩かるとですよね。何でそういうことを取り入れんだろうかと不思議でなりません。そりけん、障がい者にやさしいまちづくりをす

るということはもう言わんどってください。もうできとらんとですよ、現実。もうつけ足しにスロープをつけよるとですね。スロープがメインじゃないんですね。そりけん、スペースがあるならメインにスロープをつけて、もう障がい者優先くらいの考えを持ってせんと、横のほうにこう曲がりくねったスロープをつけて、それでやさしいとは言わんでしょうが、義務的につけよるというくらいなことですよ。

それで、その辺のことがこの計画の中でできていけるものか、その辺を1つちょっと最初聞かせてください。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 御指摘のとおり、課題は山積されていると思います。それを1つずつやはり、これは予算も伴うものでありますので、一つ一つ順次やっぱりクリアしていくべきだと考えておりますし、特に図書館の件ですけれども、使いづらいつまはあるかと私も考えます。どういう経緯であれを設置したかというのはちょっと確認できておりませんが、駐車場のスペースとか、そういうスペースの関係でああいうふうになったかと思ひます。

それにつきましては、やはりあればいいというものではございませんので、やはり利用者の方の視点に立った設置を、予算の関係も考えながらしていかななくてはならないと思ひております。

それからやはり、この障がいにやさしいまちづくりと申しますのは、これをさらに目標として、1つずつステップを踏みながら目指して、やさしいまちづくりを目指して施策を担っていきたくと、そのように考えておりますので御理解ください。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） それで、私が以前も何回か言うたことありますが、やっぱり障がいの者の団体もあるですね。そういったところの意見を取り入れて、何やらつくるときに、障がいも何もねえ人たちが設計したり話し合ったりしても、なかなか気がつかんところあるとですよ。図書館なりエレベーター、ここのエレベーター、その関係もあるでしょうが、そりけんやっぱり団体の人たちの意見を先に聞いて、そしてやっぱり優先、障がいの人が平気で使われるところはもう普通の健常者は何もなしで使われるけんですね。その辺の頭の切りかえといふかな、そこら辺をぜひやっていただきたいと思ひます。そうすれば、やっぱり障がいの者にやさしいまちづくりができよるといふこっじゃろうと思ひますので、いかがですかね、その辺は。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 私自身もちよつと足を手術したりして、バリアフリーの関係すぐく身にしみたところでもあります。つくればいいというものではなくて、いかにその中で利便性のいいものを考えてバリアフリー化していくかといふことを、障がい者団体の方々、関係機関と

も協議の場をつくりまして、少しでも早く障がい者の方々にやさしいまちになれるように進んでいきたいと、そのように考えます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） それで、車椅子だったら、道路のこのくらいの段差とかへこみ、ああいうのもかなり嫌がりよっですもんね。そいけん、そのあたりもよく見直していただきたいと思います。これは要望です。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 御意見しっかり賜りました。先ほど申しましたが、予算も伴いますし、可能な限り進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号うきは市営住宅等長寿命化計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。山崎建設管理係長。

○建設管理係長（山崎 稜君） 課長のほうが不在ですので、かわって住環境建設課建設管理係長の山崎のほうが説明させていただきます。

まず、15ページ、議案第22号をお願いいたします。うきは市営住宅等長寿命化計画の策定について。

うきは市営住宅等長寿命化計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、事前に配付しておりますうきは市営住宅等長寿命化計画について御説明をさせていただきます。

この計画は、平成23年2月に策定しておりました計画を見直したものであります。本来、23年度計画では10年間の計画で、平成27年度に計画の見直しを行うこととしていたところでしたが、新治団地の完成を待つと同時に、本計画書1ページ上段に記載しておりますように、国において平成28年度に公営住宅等長寿命化計画の指針の改定が行われるという情報がありましたので、今回2年おくれとなりましたが、国の改定に準拠した計画の策定を行ったところでございます。

第1章では、計画の策定の目的と位置づけを記載しております。本計画の計画期間は平成30年度から平成39年度の10年間とし、社会情勢の変化や事業の進捗に応じて中間年度に見直すものとしております。

第2章では、うきは市の現状と市営住宅の状況になります。現在420世帯が入居しており、

主に老朽化した団地に73室空き部屋となっております。単身入居者は186人、うち60歳以上の高齢者が129人、高齢者2人世帯が97世帯と、単身者や高齢者が多くを占めている状況となっております。

第3章は、基本方針や整備水準を記載しております。

第4章では、将来ストック量の算定や団地ごとの判定を記載しております。将来人口推計による世帯数の推移によると、平成39年度の世帯数は9,914世帯になります。平成39年度の総住宅数における公的借家の割合を6.5%として算定し、公的借家の必要戸数を644戸としております。この644戸から県営住宅分234戸を差し引いた410戸を平成39年度段階の市営住宅の管理目標戸数としております。

32ページからは、団地ごとの1次判定から3次判定について記載しております。

本計画期間中では、高見団地と兎渡島団地を統合した団地を、それから西隈上団地、一の瀬団地の建てかえ、福益、新治、拝折、川前、上御所団地の外壁や屋上防水工事を計画しております。

第5章では、本計画期間中の個別の建てかえ方針と、修繕周期の目安について記載しております。また、資料として団地別の状況を記載しております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 昨年の10月25日に、ちょっと長いんですけども、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律というのが施行されておりますけれども、新たな住宅セーフティネット制度の実施により、民間による住宅確保、要配慮者の住宅確保を推進するとしているというふうに思いますけれども、今後の計画といたしますか、もう少し詳しく、余り反映されていないような気がしますので、今後の計画なり、そういうのがわかっていたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（榎川 正男君） 建設管理係長。

○建設管理係長（山崎 穰君） 昨年の10月25日に法律が施行された段階で、また、県のほうでも今の計画、結構おりては来ているんですけども、何分福岡県のほうが朝倉の豪雨災害等がございましたので、ちょっとこちらにおいてくるのが遅くなっている状況がございます。それですので、この計画の中にはちょっと盛り込むことが難しかったところではございますけれども、今、うきは市としましても、保健課の高齢者支援係と連携しながら、居住支援協議会等の設立に向けて今協議を検討しているところでございます。

また、中身につきましては、空き家を使った、空き家を改修して、そういう住宅要配慮者に向けて貸し出すというふうな制度になってございますので、そこも含めて一緒に推進していきたい

というふうに考えております。

○議長（榑川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 民間の空き家、それから空き部屋というのはどんどん増加する傾向にあるというふうに思いますので、ぜひ有効活用も重要であるというふうに思います。KPIを見ますと、2020年度末に登録戸数を1万7,500ぐらいにふやすというようなことになっております。2020年までには、当然この件に関連しまして、見直しのアクションプランが出ることは思いますけれども、簡単にその点、答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（榑川 正男君） 建設管理係長。

○建設管理係長（山崎 穰君） 今回の新たな住宅セーフティネット法につきましては、今検討段階でございますので、次回の見直しの段階に盛り込むような形で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は13時15分より再開します。

午前11時59分休憩

午後1時15分再開

○議長（榑川 正男君） 議案質疑を再開します。

議案第24号市有財産の無償譲渡についてから議案第26号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでは関連がありますので、一括して議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、議案書の18ページをご覧ください。

議案第24号市有財産の無償譲渡について。

市有財産を次のとおり無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成30年3月2日提出、うきは市長高木典雄。

譲渡する財産は、旧雇用促進住宅の水道施設であります建物で、浄水室24平方メートルとポンプ室14.1平方メートルの2棟でございます。

なお、建物内の設備についても、あわせて譲渡するものになります。2棟ともに所在地は、うきは市吉井町591番地9、構造は鉄筋コンクリート造平家建となっております。

譲渡の相手先は、東京都港区三田1丁目1番15号、全国民間賃貸サービス合同会社、代表者員アタミ一般社団法人、職務執行者目黒正行氏でございます。

譲渡の理由は、当該水道の供給先施設である雇用促進住宅が民間事業者へ譲渡されたことによるものでございまして、譲渡の時期は平成30年4月1日でございます。

次に、議案書の19ページをお開き願います。

議案第25号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成30年3月2日提出、うきは市長高木典雄。

貸し付けをする土地は、無償譲渡をする建物の敷地部分でありまして、所在地はうきは市吉井町591番地の9。地目は宅地で、面積は1,153.99平方メートルあるうちの196平方メートルになります。

貸し付けの相手方は、建物の譲渡先と同じでございます。

現在、旧雇用促進住宅は、ビレッジハウス吉井と名称を変えております。その水道施設用地として貸し付けるものになります。

貸し付けの期間は、平成30年4月1日から平成39年3月31日までとしております。

次に、議案書の20ページをお開き願います。

議案第26号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、うきは市長高木典雄。

新旧対照表の7ページをお開き願います。

現行では、専用水道の給水区域として、第2条中第1号にビレッジハウス吉井が含まれておりますが、施設の譲渡に伴いまして、これを削りまして、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

平成30年4月1日から施行するものでございます。

建物の無償譲渡及び土地の無償貸し付けを必要とする理由を、これまでの経過も含めて説明をさせていただきます。

旧雇用促進住宅の土地、建物につきましては、全国を東ブロック、西ブロックに分けて、一括で売却をする入札が行われ、その結果、西ブロックで応札があり、当該全国民間賃貸サービス合同会社が落札をして、平成29年4月1日に譲渡されております。

住宅の西側及び北側に位置します専用水道施設を含みます駐車場用地につきましては、雇用促進住宅の建設時から市の所有でありまして、これまで住宅を所有しておりました独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の関連団体であります一般財団法人SK総合住宅サービス協会に賃借をしており、民間事業者に譲渡後の現在も、同様の取り扱いを行っているところでございます。

これまで当該土地建物につきましては、SK総合住宅サービス協会を通して、継続して売却を

希望してまいりましたが、当該事業者としては、売却後10年間は、現入居者の継続入居を保障することを条件に、600を超える物件を一括購入をしたが、その際に、駐車場用地や水道施設の借り上げが必要とする条件は提示がなく、購入は困難とする回答を受けているところでございます。

そこで、市といたしましては、施設の維持管理を一切民間事業者が行うことを優先する必要があることから、建物を無償譲渡した上で、その土地についても無償で貸与することを提案して、相手方の了解を得ているところでございます。

水道施設につきましては、平成28年度決算で見ますと、水道使用料で収入した額が約72万円に対しまして、水質検査や電気料など、支出の合計は約118万円で、年間46万円ほどの赤字が発生をしている状況でございます。

また、新築から26年が経過をしまして、今後は経年劣化による大規模改修も見込まれております。このような状況を考慮すれば、無償であっても、市の負担軽減が大幅に図れることから、市としてもメリットがあるというふうに判断をしたところでございます。

また、土地につきましても、水道施設の維持管理に関する費用負担が相手方に発生することや、これまで入居者に対して水道水の供給を行ってきた市の責任等を考慮して、無償貸与したいというふうに考えているところでございます。

なお、土地の貸し付け期間は、現入居者の継続入居の保証期限に合わせまして、平成39年3月31日までとしております。

契約満了後は、双方協議の上、方針内容等を検討することといたしますが、住宅として継続をしない場合には、更地での返却を求めることにしたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑は議案番号を言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで議案第24号から第26号までの質疑を終わります。

次に、議案第29号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。よろしくお願いたします。

議案書26ページをお願いいたします。議案第29号でございます。議案の朗読は省略いたします。

次ページをお願いいたします。なお、新旧対照表は12ページでございます。

うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中、うきは市空家等対策協議会の項の次に表のとおり、うきは市認知症初期集中支援チーム検討委員会を附属機関として追加することを提案するものでございます。

追加する組織の名称は、うきは市認知症初期集中支援チーム検討委員会。担任する事務といたしまして、認知症初期集中支援チームの設置及び活動について検討し、地域の関係機関等と一体的に認知症施策を推進することに改めるものでございます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしまして、市町村は平成30年度までに介護保険法第115条の45に規定いたします認知症総合支援事業の認知症初期集中支援推進事業を実施することとなっております。

この事業内容を具体的に申し上げますと、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築すること。さらに、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、地域の連携システムの構築を図っていくものでございます。

認知症初期集中支援チームにつきましては、昨年10月より、市内の精神科医療機関のほうに業務を委託いたしまして設置を行ったところでございますけれども、今回は、この支援チームの活動について、その内容を検討し、一体的に事業を推進していく委員会を附属機関として位置づけ、今後、ますます増加すると予想されます認知症の方や、その家族の支援について、医療保険福祉の専門家と地域及び行政が連携して支援できる体制づくりを図っていくものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 議案第30号でございます。議案の朗読は省略いたします。

次ページをお願いいたします。新旧対照表は21ページでございます。

うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改

正する。

別表中、うきは市空家等対策協議会の項の次に表のとおり認知症初期集中支援チーム検討委員会を加え、委員の報酬日額を5,400円とさせていただくものでございます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榊川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、平成29年度補正予算書1ページをお開き願います。

議案第3号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度うきは市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,414万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億308万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月2日提出、うきは市長高木典雄。

続いて8ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

1 追加分として次の7件を計上しております。

最初に、2款1項総務管理費の拠点整備事業費（農政係）分でございます。国の補正予算を活用しまして、6次産業化研究開発・事業化支援センターを建設いたします。その関係予算として、1億3,000万円を今回の補正予算で計上させていただき、全額を繰り越すものでございます。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費でございます。個人番号カード発行に係る地方公共団体情報システム機構負担金につきまして、301万4,000円を繰り越すものでございます。全額が国庫補助金で賄われるもので、当該補助金の繰り越し通知に伴うものでございます。

次に、3款2項児童福祉費、民間保育所運営費になります。遊林愛児園に係る保育所整備事業費補助金になります。こちらも国の補正予算がつきまして、今回の補正予算に2億4,634万3,000円を計上させていただき、全額を繰り越すものでございます。

次に、6款2項林業費の森林総合整備事業です。12月補正予算で朝倉市で被災した林業機械に対する造林事業費補助金を3,215万円計上いたしました。このうち、一部の機械で年度内納期が困難になりましたので、1,210万円を繰り越すものでございます。

次に、8款2項道路橋りょう費の辺地道路整備事業です。市道三寺払つづら線について、地権者との協議に時間を要したことから1,000万円を繰り越すものでございます。

次に、10款4項社会教育費の文化財一般管理費です。屋形古墳群の整備に係る用地購入費につきまして、一部に土地収用法に基づく事業認定が必要になったことから1,201万8,000円を繰り越すものでございます。

最後に、10款4項社会教育費の伝統的建造物保存対策事業です。3件の伝統的建造物群保存地区補助金につきまして、施工業者が確保できないなどで年度内完了が困難になりますので、2,000万円を繰り越すものでございます。

9ページをお願いいたします。

2変更分として、3件を計上しております。いずれも12月補正予算で繰り越し明許を行ったものでございますが、次の理由により額の変更を行うものでございます。

最初に、8款2項道路橋りょう費の道路維持補修費です。流川橋の橋りょう補修工事について、県土整備事務所との河川協議に時間を要したことから、2,163万8,000円を増額して、補正後の額を4,787万9,000円とするものでございます。

次に、8款2項道路橋りょう費の一般道路新設改良事業です。市道大野原小松堀線の工事が電柱移転の都合で年度内完了が困難になったこと、また、大谷川の改修工事負担金を繰り越すことになったことなどから、2,766万4,000円を増額して、補正後の額を6,010万5,000円とするものでございます。

最後に、8款3項河川費の河川改良費です。大谷川通常砂防事業に伴う河川改修区間の用地取得におきまして、地権者との交渉に時間を要し、年度内完了が困難になりましたので、207万2,000円を増額して、補正後の額を1,407万7,000円とするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

変更分として5件を計上しております。いずれも、限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1件目が合併特例事業で1,050万円を増額して、限度額を6億6,200万円とするものです。

次に、一般補助施設整備等事業で6,500万円を増額して、限度額を1億3,050万円とするものです。

次に、公共事業等債で2,360万円を減額して、限度額を8,940万円とするものです。

次に、辺地対策事業で1,130万円を減額して、限度額を7,280万円とするものです。

最後に、緊急防災・減災事業で350万円を減額して、限度額を2,040万円とするものがございます。

増減の内容につきましては、歳入21款市債のところで説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 1つだけお尋ねしますが、8ページの教育費、社会教育費のところではありますが、施工業者が確保できなかったということではありますが、その理由は何だったかということ。しかりが遅かったのか、そういう納期的なことで確保できなかったのかお聞きしたいということと、9ページの土木費、道路橋りょう費、補正後、約倍になっておりますけれども、この理由は何だったのか、そこら辺をお聞きしたい。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず1点目の伝統的建造物群保存地区補助金に関してでございますが、ちょっと私も手元に資料ございませんが、補助金として交付した件数が10件余りあったと思います。その中で、どうしても特殊な工事等になりますので、事業者のほうで、施工業者のほうで確保できなかった。どうしても年度内に間に合わせることはできなかったというふうに確認をしております。

それから、9ページの先ほど説明申し上げたように、流川橋の橋りょう補修工事につきまして、県土整備事務所との河川協議に時間を要したということで年度内の完了が困難になっておるということでございます。（「金額が倍になったということは」と呼ぶ者あり）

流川の橋りょう補修工事の分が2,163万8,000円新たに加わったために4,787万9,000円と補正後の額を変更するものがございます。（発言する者あり）そうです。

12月に繰越明許費で計上させていただいた3,244万1,000円、これはまた別の理由がございまして、これに加えて、今回、市道大野原小松堀線の工事が電柱移転の都合で年度内完

了が困難になった。また、大谷川の改修工事負担金を繰り越すことになったことから、新たに2,766万4,000円を増額して繰り越しをするということで、合計額が6,010万5,000円となるというものでございます。

○議長（榎川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 8ページ、関連ですが、特殊な技術というか、工法を要するということではありますが、こういうことは事前に十分わかっていることでもありますので、やはりクイックレスポンスと申しますか、素早い対応、早くからしかり始めて、できるだけこういうことがないように努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榎川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 計画をもって、申請の受け付けをやっているんですが、先ほど申し上げたとおり、特殊な工事になりますので、今後は十分そこいらは精査しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） きのうの一般質問で、時間があればお尋ねするつもりでございましたけれども、時間がなかったもんですからね。

10ページに地方債の補正が出ております。利率とか償還の方法は決められてありますが、このように上がってまいります。一体借入れの期間というのは、議会にはわからんわけですよ。きのうお話になりますと、いわゆる下水道債については40年、それから、一般債については20年ということではありますが、40年ということになりますと、当時の借入れた方はもうほとんどいなくなるわけですよ。40年後ということになりますとですよ。だから、そのような借入れが常識的に通るかどうかということなんですよ。

各家庭でも同じ。おやじが息子に相談もせずに、とてつもない借金をして40年払いと。40年後の息子は大変な目に遭うということになるわけですよ。うきは市も同じですが、こういうことで、全く借入れの期間があらわれてこないわけですよ、この議案書の中に。これについては、公表はできないわけですか。どういう借入れをやるんだということですよ。

でないと、議会はわからんまま賛成しますがね。言いかえれば、議会が承認したから借りたということになりましようけれども、まさか議会は、40年先まで払うという条件で借りていることは知らなかったもんですからね。つまり、下水道債の償還計画をいただきましたが、あれは最終年度は平成67年になるわけですよ。平成67年、もうこの議会の中で何名生きているか知りませんけど、いわゆる40年先ですよ。全く知らない後生の人たちは、議会が借りたと言うけど、全く俺たちは知らなかったということになります。これについては公表できないかどうかお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 予算書の中で示しております書式というものにつきましては、決められた書式で必要なものはきちんと報告をさせていただいているところです。それ以外に償還年を確認したいということであれば、また、その歳入予算の説明の折に、それぞれの起債が何年償還になる見込みかということについては、御説明が可能かというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（熊懷 洋一君） 補正予算書の25ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、9節旅費35万2,000円の減額補正であります。減額につきましては、広報委員の費用弁償及び職員の旅費を支出の決算見込みにより減額補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 補正予算書26ページをお願いいたします。

2款1項8目企画費、8節報償費1,500万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、ふるさと納税の事業推進の結果、予算額以上のふるさと納税額となったことで、それに伴い記念品代が不足することによるものでございます。

なお、今回、歳入の17款寄附金でふるさと納税3,000万円の増額補正を行っているところでございます。

続きまして、2款1項9目地域活性化推進費、4節共済費、社会保険料といたしまして19万1,000円の減額、7節賃金、地域おこし協力隊員賃金136万1,000円の減額、8節報償費、講師謝礼といたしまして15万円の減額、それと関連いたしますので、14節使用料及び賃借料、住宅借上料として28万円の減額を行っております。こちらにつきましては、年度途中で退職いたしました地域おこし協力隊員に係る経費の減額補正でございます。

以上です。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 13節の委託料でございます。100万円の減でございます。

小塩、妹川地区で運行しておりますデマンド型乗り合いタクシーの委託料につきまして、当初400万円で計上しておりましたが、実績見込みにより減額をするものでございます。

○総務課長（楠原 康成君） 11目電子計算処理費でございます。13節委託料で282万2,000円の減額補正を計上させていただいているものでございます。内訳につきましては、システム開発委託料91万円の減額補正でございますが、税制改正、それから、システム強靱化対策経費として当初予算で200万円を計上いたしておりましたけれども、本年度のシステムが全て終了したことによる減額補正でございます。

もう一点、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料についてでございます。191万2,000円の減額補正でございます。こちらは9月補正におきまして785万2,000円を計上しておりましたけれども、近隣市との状況、それから、委託料の精査を行いまして、平成29年12月28日に見積もり入札を行いました結果の入札残が生じたので、その分を減額補正をするものでございます。

なお、補正額の財源内訳につきましても、社会保障・税番号制度対応システム整備費補助金に基づきまして、支出額に沿って減額補正をするものでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 続きまして、地方創生推進費でございます。

4節の共済費24万5,000円、それと7節の91万1,000円を減額するものでございます。これにつきましては、市民大学のコーディネーターを1人雇用する計画をしておまして、雇用はしているんですが、その方の雇用条件を変更しましたので、減額するものでございます。

それから、8節報償費でございます。22万円の減額でございます。食育推進講師謝礼等ございまして、野菜教室を今まで市が主催で実施していた部分を自主運営のほうに移行することができましたので、その分を減額するものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 担当課長は所管を述べてください。

○農政係長（高山 靖生君） 農林振興課農政係長高山です。よろしく申し上げます。

12節役務費8万5,000円、建築確認申請手数料、13節委託料639万5,000円、設計監理委託料、15節工事請負費7,352万円、18節備品購入費5,000万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター施設整備でございます。現在、国の平成29年度補正予算であります地域創生拠点整備交付金を活用していくため、計画書を申請しているところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 13節委託料でございます。パソコン講習会委託料でございます。これにつきましては、入札残で減額するものでございまして、36万円の減額になっております。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 市民生活課の安元でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正減額45万7,000円、当初は347万2,000円で予算を組んでおりましたが、総務省より本年度分の減額45万7,000円の通知が参りましたので減額をしております。内容につきましては、マイナンバーカードの登録事務に係る負担金として地方公共団体情報システム機構に負担するものでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 人権・同和対策室の安元でございます。

1項5目人権・同和対策費、補正減額37万円、人権講演会等の委託料でございます。7月の同和問題強調月間、12月の人権フェスタの講演会等が終了いたしましたので、実績により減額をしております。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 梶原です。

7目障害者対策費12節役務費、自立支援給付費等支払事務手数料3万1,000円の増額補正でございます。障害者福祉サービスの給付件数増加に伴います増額補正でございます。

13節委託料、障害者福祉サービス支給管理システム改修委託料54万円の増額補正でございます。平成30年度の障害者総合支援改正に伴いまして、システム改修が必要になったための補正でございます。

20節扶助費、障害福祉サービス費等3,669万3,000円の増額補正でございます。施設、グループホームへの入所者の増加や就労支援事業所の開設が進みまして、利用者が大幅に増加したことによるものでございます。

23節償還金、利子及び割引料999万5,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金666万3,000円、過年度障害者自立支援給付費県費負担金返還金333万2,000円でございます。

平成28年度の障害者自立支援給付費負担金の実績報告に伴います返還金でございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

8目介護保険対策費19節県介護保険広域連合負担金4,270万4,000円の減額でございます。これは福岡県介護保険広域連合負担金の額の確定に伴います減額補正でございます。

続きまして、9目地域支援事業費13節委託料267万円の減額補正でございます。内訳は、指定介護予防支援業務委託料50万円の減額及び高齢者健康づくり教室「元気クラブ」委託料217万円の減額でございます。

指定介護予防支援業務委託料につきましては、要支援の認定者に対する介護予防サービス計画作成の委託件数が当初見込んでおりました件数より下回る見込みであるため、12月議会におきまして100万円の減額補正を行っておりましたが、決算見込みにより再度減額を行うものでございます。

次に、高齢者健康づくり教室「元気クラブ」の委託料につきましては、福岡県後期高齢者医療制度の長寿健康増進補助金を活用いたしまして、現在、地域で開催をされております集いの場などの介護予防教室に参加することができない高齢者の方を対象に、送迎を伴う介護予防プログラムを実施することとしておりましたけれども、この補助事業の対象年齢が後期高齢の医療制度の補助金ということで、75歳以上が対象年齢ということで、現在保健課のほうで行っております他の事業と連携をして実施する上で問題点がございましたので、結果的にこの補助金を活用して、この事業を実施することは、今年度見送ることといたしました。よって、全額を減額補正を行うものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所、梶原でございます。

29ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、20節扶助費642万7,000円の減額補正でございます。内訳としまして、児童入所施設措置費484万8,000円、高等技能訓練促進給付費157万

9, 000円でございます。いずれも決算見込みにより減額するものであります。

2目児童措置費、20節扶助費2, 391万7, 000円の減額補正でございます。内訳としまして、児童扶養手当187万7, 000円、児童手当2, 204万円でございます。いずれも決算見込みにより減額するものでございます。

○市民生活課長（安元 正徳君） 市民生活課の安元でございます。

3目子ども医療対策費、補正減額200万円、内容につきましては、レセプトの審査事務手数料、当初501万7, 000円を組んでおりましたが、実績見合いで200万円の減額補正を行うものでございます。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所、梶原でございます。

5目民間保育所費19節負担金、補助及び交付金、保育所整備事業費補助金2億4, 634万3, 000円の増額補正でございます。遊林愛児園の園舎建てかえに伴います補助金でございます。昭和48年に建設されました園舎の老朽化によりまして建てかえを行うものでございます。

建てかえに伴います事業費の補助といたしまして、市が補助することを条件としました福岡県保育所等整備事業費補助金制度を利用し、補助するものでございます。

続きまして、10目地域子育て支援費13節委託料、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援業務委託料191万円の減額補正でございます。当初予算におきまして、交付金算定基準額で計上しておりました契約額に減額をしておるものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所、梶原でございます。

30ページをお願いいたします。

3款3項2目扶助費、20節扶助費2, 300万円の減額補正でございます。内訳としまして、生活扶助費2, 400万円の減額、住宅扶助費200万円の増額、教育扶助費200万円の減額、医療扶助費600万円の増額、生業扶助費100万円の減額、介護扶助費100万円の増額、施設事務費500万円の減額でございます。いずれも生活保護費の決算見込みによるものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。補正予算書31ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費、まず1目保健衛生総務費、13節委託料、妊婦一般健診委託料424万円の減額補正でございます。

続きまして、2目予防費、13節委託料、予防接種委託料917万円の減額補正でございます。

続きまして、3目健康増進対策費、13節委託料、総合健診等委託料27万円の減額補正でございます。

以上、いずれも決算見込みにより減額補正を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。

○農政係長（高山 靖生君） 農政係、高山です。

資料32ページをお開きください。

6款1項1目農業委員会費、1節報酬9万3,000円、9節旅費10万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、法改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の総数が現在の農業委員の人数より増員になることに伴う増額補正でございます。

以上でございます。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） うきはブランド推進課、田箆でございます。

7目山村地域振興費、19節負担金、補助及び交付金、山村地域振興補助金1,464万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、額の確定によるものでございます。

○農林土木係長（中川 正興君） 農林土木係長、中川でございます。よろしく申し上げます。

同じく8目19節負担金、補助及び交付金1,012万5,000円の減額補正でございます。減額理由としまして、県営農村総合整備事業費負担金、県営一般農道整備事業費負担金、農業水利施設保全合理化事業費負担金の県営事業の事業費確定に伴う負担金の減額でございます。

以上です。

○農政係長（高山 靖生君） 農政係、高山です。

6款1項9目耳納山麓開発費、19節負担金、補助及び交付金1,600万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、国の農業競争力強化基盤整備事業の平成29年度補正予算に伴う増額補正でございます。補正予算で対応することで補正債の対象となっております。こちらにつきましては、大野原地区の県営畑地帯総合整備事業分で、県営の事業になりますけれども、事業自体は福岡県のほうで繰り越して、当初の計画どおり平成30年で実施していく計画であります。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林土木係長。

○農林土木係長（中川 正興君） 農林土木係長、中川でございます。

ページ数33ページでございます。

6款2項2目13節委託料の2,200万円の減額補正でございます。荒廃森林再生整備委託料でやっております間伐の施行実績の出来高見込みによりまして、減額補正という形にしております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。建設管理係長。

○建設管理係長（山崎 稜君） 住環境建設課、建設管理係の山崎と申します。

34ページをお願いします。

7款1項商工費、4目公園費、15節工事請負費300万円の減額でございます。理由といたしましては、調音の滝公園整備に関連する工事費の入札残を減額するものです。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。公共土木係長。

○公共土木係長（出利葉弘樹君） 住環境建設課公共土木係、出利葉です。

1目土木総務費118万円の減額補正です。内訳といたしましては、13節委託料118万円の減額補正です。理由といたしまして、道路台帳修正委託料の入札残でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。公共土木係長。

○公共土木係長（出利葉弘樹君） 公共土木係、出利葉です。

8款2項2目道路維持費627万円の減額補正です。内訳といたしましては、13節橋りょう補修設計委託料627万円の減額補正です。理由といたしましては、当初予算では過去の補修実績予算で見積もりをしておりましたが、実施に当たり、再度コンサルのほうに見積もり依頼入札をかけましたところ、入札残によりまして627万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、4目辺地対策費1,131万8,000円の減額補正です。内訳といたしましては、15節工事請負費911万8,000円の減額補正です。理由といたしましては、辺地計画道路であります大野原・小松堀線、もう一つ、三寺払・つづら線の入札残でございます。

22節補償、補填及び賠償金220万円の減額補正です。理由といたしまして、当初、辺地計画で改良を予定しておりました小間防・女子尾線におきまして、計画路線である箇所が保安林であり、この保安林解除手続に時間がかかり、立木等の補償費の減額補正を行うものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。建設管理係長。

○建設管理係長（山崎 穰君） 建設管理係の山崎と申します。

37ページをお開きください。

1目河川総務費10万1,000円の増額補正となります。内訳といたしましては、13節委託費の10万1,000円の増額になります。理由といたしましては、筑後川水系の樋門水門等管理委託料につきまして、昨年7月5日の豪雨により、水門操作の実働費に伴う委託費の追加支

払いを行うものです。

なお、財源につきましては、国からの委託費になります。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 市民協働推進課、瀧内でございます。

38ページをお願いします。

9款1項1目常備消防費、19節負担金、補助及び交付金277万7,000円の減額補正でございます。久留米広域市町村圏事務組合において、消防車両整備事業、消防施設整備事業等の財源に充当率及び交付税算入率が有利な緊急防災減災事業債が適用できることになったため、広域消防特別会計負担金が減額されたことによるものでございます。

同じく4目災害対策費、19節負担金、補助及び交付金353万8,000円の減額補正でございます。福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業、いわゆる県と市町村間の防災行政無線の更新について、負担金として3年間で支払うこととなっておりますが、県において契約が締結をされ、年度間の負担金配分割合が見直され、減額されたことによるものでございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習課の瀧内です。

39ページをお開きください。

10款4項1目社会教育総務費でございます。11節の需用費、燃料費26万7,000円の減額でございます。これにつきましては、生涯学習センターの燃料費でございまして、決算見込みで減額するものでございます。

それから、3目芸術文化振興費でございます。18節備品購入費でございますが、30万円の減額補正でございます。これにつきましては、白壁ホールの備品購入費を決算見込みで落とすものでございます。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 人権・同和対策室でございます。

4目人権・同和教育費、補正減額41万5,000円、内容につきましては、出前講座や人権セミナー等の講師謝礼金、決算見込みにより18万円の減額。

続きまして、19節補助金、小・中・高等学校等奨学補助金、この分に関しまして、対象者の就職等によりまして減額をするものでございます。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習センター建設費でございます。15節工事請負費でございます。615万3,000円の減額でございます。これはムラおこしセンターの解体工事費の入札残より減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 10款5項1目保健体育総務費でございます。8節報償費30万円の減額補正でございます。見積もり合わせ等による決算見込みで減額するものでございます。

9節旅費10万円の減額でございます。これも決算見込みにより減額するものでございます。

13節委託料でございますが、園児等水泳指導教室等の委託料でございます。これは園の都合によって中止になった部分がありましたので、その部分で減額するものでございます。

それから、19節負担金、補助及び交付金225万8,000円の減額補正でございます。内訳につきましては、スポーツ事業を実施しております。そのときの講師料等が安くなりまして、その分で95万円ほどの減額。それと、オリンピックのキャンプ誘致のために経費を補助金として組んでいたんですが、その分で91万3,000円の減額。要望とか申し出がありませんでしたので、その分を減額するものでございます。合わせて225万8,000円の減額補正でございます。

オリンピックのキャンプ地誘致につきましては、今後も県と引き続き協議しながら誘致に努めていきたいというふうに思っております。

それから、2目体育施設費でございます。11節需用費50万円の減額補正でございます。決算見込みによる減額補正でございます。

13節委託料100万円の減額でございます。スポーツアイランド樹木等管理委託料の入札残で減額するものでございます。

15節工事請負費、体育施設営繕工事費ですが、こちらについても決算見込みで減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 41ページをお願いします。

13款1項1目特別会計繰出金、補正額が5,020万6,000円の減でございます。内訳は、国民健康保険事業特別会計繰出金3,940万円の減、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が1,080万6,000円の減になっております。

42ページをお願いします。

14款1項1目予備費、補正額102万6,000円、歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入です。15ページをお願いいたします。

12款2項4目教育費負担金、補正額488万8,000円、新たな生涯学習センターを整備するに当たりまして、ムラおこしセンターの解体と一緒に商工会吉井支所も市の工事で解体をしております。これに係るうきは市商工会の負担金でございます。

16ページです。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、補正額1,835万4,000円、内訳は、国民健康保険基盤安定負担金8,000円と、自立支援事業費負担金1,834万6,000円でございます。

自立支援事業費負担金は、歳出予算3款1項7目の扶助費、障害福祉サービス費に係る国の負担金になってまいります。

2節児童福祉費負担金、補正額1,852万5,000円の減、内訳は児童扶養手当費負担金64万7,000円の減、児童入所施設運営費負担金267万4,000円の減、児童手当費負担金1,520万4,000円の減でございます。

いずれも歳出予算の減額に伴う財源補正になってまいります。

3節生活保護等対策費負担金、補正額1,725万円の減です。内訳は生活扶助費等負担金2,250万円の減、医療扶助費等負担金450万円の増、介護扶助費等負担金75万円の増でございます。生活保護費に係る財源補正になってまいります。

次に、17ページでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、補正額6,183万5,000円、内訳は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金184万円の減、個人番号カード交付事業費補助金45万7,000円の減、地方創生推進交付金86万8,000円の減、地方創生拠点整備交付金6,500万円の増でございます。地方創生拠点整備交付金は6次産業化研究開発事業化支援センターの整備にかかります費用の2分の1を補助するものでございます。

2目民生費国庫補助、1節社会福祉費補助金、補正額27万円、障害者総合支援事業費補助金は障害者福祉サービス支給管理システム改修委託料に対しての2分の1の補助になってまいります。

2節児童福祉費補助金、補正額214万円の減、内訳は高等技能訓練促進給付費補助金118万4,000円の減、地域子供の未来応援交付金95万6,000円の減でございます。

いずれも歳出予算の減額に伴う財源補正になります。

18ページでございます。

14款3項3目土木費国庫委託金、1節河川費委託金、補正額10万1,000円、国営河川水門樋門管理委託金は歳出計上しました委託料に対する委託金ということになってまいります。

それから、19ページです。15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉負担金、補正額433万9,000円、内訳は障害者自立支援給付費負担金917万3,000円の増。国民健康保険基盤安定負担金180万3,000円の減、後期高齢者医療保険基盤安定負担金303万1,000円の減でございます。障害者自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス費に係る県4分の1の負担金になってまいります。

2節児童福祉費負担金、補正額475万4,000円の減、内訳は児童入所施設運営費負担金133万7,000円の減、児童手当費負担金341万7,000円の減でございます。

いずれも歳出予算の減額に伴います財源補正になります。

20ページになります。

15款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、補正額2億397万5,000円、内訳は、子ども医療対策費補助金100万円の減、保育所等整備事業費補助金2億497万5,000円の増でございます。

保育所等整備事業費補助金は、遊林愛児園に対する保育所等整備事業費補助金2億4,634万3,000円に対する県の補助金になってまいります。

5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金、補正額2,200万円の減、荒廃森林再生事業費交付金は歳出予算で同額を減額しております荒廃森林再生整備委託料に係る財源補正になります。

8目教育費県補助金、2節保健体育費補助金、補正額65万4,000円の減、キャンプ地誘

致推進事業費補助金は、スポーツ事業等補助金に係る財源補正になります。

次に、21ページになります。

17款1項2目指定寄附金、1節総務費寄附金、補正額3,000万円、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」は、ふるさと納税の収入見込み額により補正をするものでございます。

22ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額8,464万3,000円の減、内訳は財政調整基金7,000万円の減、山村地域振興基金1,464万3,000円の減でございます。

山村地域振興基金は、歳出予算で同額を減額しております山村地域振興補助金に係る財源補正になってまいります。

23ページ。

20款5項1目1節雑入、補正額は424万9,000円、内訳は、うきは市民大学受講生個人負担金8万円の減、スポーツ振興くじ助成金628万1,000円の増、福岡県後期高齢者医療制度長寿健康増進補助金195万2,000円の減でございます。

スポーツ振興くじ助成金は、スポーツアイランドの改修費用に対するもので、3,140万9,000円で額が確定しましたので、その差額を計上するものでございます。

24ページになります。

21款1項1目1節総務債、補正額6,500万円、一般補助施設整備等事業債（地方創生拠点整備事業）分です。6次産業化研究開発・事業化支援センターの整備に係るものでございます。

2目農林水産業債、1節農業債、補正額2,360万円の減、内訳は県営土地改良事業分が3,160万円の減、農業競争力強化基盤整備事業分が800万円の増でございます。農業競争力強化基盤整備事業分は、大野原地区の畑地帯総合整備事業に係る負担金1,600万円に対する市債になってまいります。

3目土木債、1節道路橋りょう債、補正額1,130万円の減、辺地対策事業債は辺地道路整備事業費の減額に伴うものでございます。

4目消防債、1節消防債、補正額350万円の減、緊急防災・減災事業債は、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク設備整備負担金の減額に伴うものでございます。

5目教育債、1節社会教育債、補正額1,050万円の減、合併特例事業債（生涯学習センター建設事業）はムラおこしセンターの解体費用の減額に伴うものでございます。

なお、先ほど御質問がございました償還期限につきましては、一番上の総務債の一般補助施設整備等事業債、こちらのほうを15年、それ以外の市債については、10年を予定しておるところでございます。ただし、実際の借りにあたりましては、借りに先であるとか、また、施設の整備に当たっては、その施設の構造によっても、借りに先期限は異なってくるということに

なっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第3号の質疑を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は14時40分より再開します。

午後2時28分休憩

午後2時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、議案第8号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算。

平成30年度うきは市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億6,481万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ額の最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第2款保険給付費に計上した給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

お手元の予算説明書のほうが、ページが173ページになります。本年度、国保会計が大幅に制度改正をしております関係で、お手元の補足資料の一番最後に平成30年度の国民健康保険事業特別会計予算というA3判の表をお配りしておりますが、よろしいでしょうか。

今年度の、今回の国保制度改革の概要について、まず御説明申し上げます。

国保制度改革により、市町村国保の負担の公平化と財政運営の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するために、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、いよいよ平成30年度から福岡県が国保の財政運営を行います。

平成30年度以降の新制度においては、福岡県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされる一方、うきは市は引き続き、資格管理や保険給付、保険税賦課徴収保険事業の実施をしております。福岡県の財政運営が移行する平成30年度国民健康保険の当初予算編成について、A3判の補足説明書をもって御説明をさせていただきたいと思っております。

予算編成の概要といたしまして、大きな項目が3つございます。まず1つ目が、県補助金の保険給付費交付金です。ちょうど歳入の真ん中あたりにございます。保険給付費交付金、普通交付金、28億1,017万6,000円という数字が上がっております。福岡県は、国保特別会計を設置いたしまして、保険給付のうち医療費として必要な費用の全額を市町村にこの項目、給付費交付金、普通交付金で交付いたします。医療費に係る分は全額県が交付金として支出するというふうになります。また、県が医療費の全額を交付いたしますので、医療費が80万円を超える高額医療費共同事業及び80万円未満が対象の保険財政共同安定化事業は、29年度をもって終了し、平成30年度からは県が事業を行います。

右側の歳出のほうで保険給付費が28億4,421万2,000円で若干金額が異なりますが、これについては、歳出の審査手数料、出産一時金、葬祭費及び歳入の第三者行為と指定公費分を除くと同額になります。

2つ目の変更点、改革点につきまして、国保の事業費納付金でございます。福岡県が市町村の医療費、所得、年齢構成等をもとに標準保険料を算出しまして、被保険者1人当たりの納付金が決定し、市町村がこの納付金を賄うために税率改正や保険税の賦課徴収を行って納付いたします。

この納付金の算定を行う場合に、歳出の前期高齢納付金、後期高齢者支援金、介護納付金、歳入の国庫支出金、療養給付費負担金、療養給付費、これは退職医療分ですが、この歳入が相殺されて必要な納付金の金額を算出しております。この納付金が県の国保特別会計の財政運営を行う財源となります。

3つ目でございます。県に財政安定化基金が設置されます。従来、予期しないことで収納不足等が生じた場合、決算補填を目的とした一般会計からの繰り入れを行ってまいりましたが、このような財政的なリスクを分散、軽減するために、県に基金を設置して、市町村に貸し付け、もしくは交付を行います。

災害などの特別な事情がある場合は、不足額の2分の1を限度に財政安定化基金から交付を受けることができます。また、それ以外の収納不足の場合は、財政安定化基金からの貸し付けを受

け、無利子の原則3年償還で納付金に上乗せして納付するというような制度になってまいります。

もう一点、年末に国のほうが追加公費投入で激変緩和措置について公費投入がございました件について御説明申し上げます。

国は、制度改正に伴い、市町村は保険税が増額になる市町村国保には激変緩和措置として3カ年間の公費投入が行われることになっております。また、一般会計からの法定外の繰り入れについては、6年間をめどに改善することとなっております。本年度、うきは市については、従来の税率に改正を行っておりません。現行の税率によって歳入の保険税を算出しております。

ということで、予算書のほうに入らせていただきたいと思います。

現行の税率で173ページ、国民健康保険税の算出をしております。前年度は8,296名でございましたが、本年度算出として7,828人の被保険者となっております。昨年10月末日での調定額に対して、収納率95%を算出して金額を掛けております。前年度に比較いたしました1,638万6,000円の減額となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、これにつきましても被保険者が前年190名でございましたが、平成30年度は107名の被保険者となっております。これにつきましても、今年の10月末の調定で算出をいたしまして、収納率96.5%算出して算定をしております。比較増減がマイナスの778万7,000円となっております。

174ページ、滞納金等につきましては、滞納額につきましては調定額に対して18.8%の徴収率で計算をしております。

2款1項1目手数料、総務手数料、証明手数料と督促手数料、同額でございます。

続きまして、3款1項1目災害臨時特例補助金、前年度1、本年度1。これにつきましては、東北大震災等の減免措置による補助でございます。該当者1名でございます。

続きまして、175ページ、これから先は昨年度の款項目にあったものが本年度廃目になっておるものがございます。国庫支出金、国庫補助金で準備事業費、それから財政調整交付金、この金額は全て県の特別会計のほうに歳入として入るものになります。

続きまして、3款の国庫負担金、医療費に対する負担金でございます。これにつきましても、この金額につきましては、県の国保特別会計のほうに歳入として算入されるものがございます。

続きまして、176ページ、県支出金、県補助金でございます。先ほどA3判の資料で御説明申し上げましたが、県が運営を行うことによりまして、医療費の全額が市町村のほうに交付される。本年度予定しておりますのが28億1,017万6,000円でございます。特別交付金、これにつきましては、市町村の事情に合わせて特別に交付されるものがございます。重症化予防、収納率の向上、特定健診、それから第三者求償の金額等の算出されました金額が3,080万7,000円を予定しております。

続く都道府県の調整交付金は、このまま県の歳入になりますので、ございません。

続きまして、4款2項1目財政安定化基金交付金、先ほど申しました災害等の特別事情があつて歳入不足が生じた場合に、県の基金から交付金を受ける場合の金額でございますが、予算の計上、1,000円で計上しております。

続きまして、4款でございますが、県負担金の高額医療費共同事業、それから、特定健康診査等の負担金につきましては、高額医療につきましては全額が普通交付金として市の歳入に入つてまいりますので、この項目はございません。特定健康診査につきましては、特別交付金のほうで算入されることになっております。

5款1項1目利子、配当、前年度1、本年度1を計上しております。

6款1項1目一般会計からの繰入金でございます。本年度、一般会計からの繰り入れにつきましては、法定外の繰り入れは予定をしております。内容につきましては、保険基盤安定につきまして2億7,558万円、事務費3,742万7,000円、出産一時金1,400万円、財政安定化支援5,999万3,000円の合計で3億1,900万円、この分は法定内の繰り入れを予定しております。

7款1項1目繰越金、前年度1、本年度1を計上しております。

諸収入、延滞金、前年度2、本年度2。加算金、前年度2、本年度2。過料につきましても前年度1、本年度1を計上しております。

諸収入、市預金利子、前年度1、本年度1、予算計上をしております。

それから、8款3項1目から、この分につきましては、一般被保険者の第三者納付金、これは交通事故等があつて、当事者の負担に第三者が納付すべき金額でございますが、前年度500万円、本年度も500万円を計上しております。

退職被保険者については前年度1、本年度1。

それから、一般被保険者の返納金につきましても、前年度1、本年度1。

退職者の返納金については前年度1、本年度1。

雑入につきましては、本年度16万3,000円、3,000円の減額でございます。雇用保険の個人負担分と後期高齢の制度改正によりまして、70歳から75歳未満の方の75歳に到達するまでの本人一部負担の2割から1割の減額措置をする部分の指定公費でございます。これは国から出るものでございますが、この分を10万円計上しております。

続きまして、9款1項1目財政安定化基金貸付金、前年度ゼロ、本年度1。先ほども申しました、財源不足の場合に県の財政安定化基金から貸し付けを行う場合につきましての歳入科目を上げております。

続きまして、180ページ、療養給付費交付金、これは退職者医療分でございます。29年度

当初は7, 179万円を計上しておりましたが、この分の歳入につきましても県の特別会計の歳入科目と移行しております。

続きまして、前期高齢者交付金、前年度9億7, 579万3, 000円、これにつきましても県の特別会計のほうに歳入科目として移行しております。

続きまして、共同事業交付金、この分につきましては、医療費が80万円を超える高額医療費でございます。先ほど申しましたように、医療費の負担については県が全て負担をいたしますので、この事業は29年度までで終了することになっております。内容的には、30年度から県が継続して行うこととなります。

共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、80万円未満の高額医療費の分でございます。これについても県の国保会計のほうに移管をすることになっております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費、前年度4, 594万1, 000円、本年度は3, 786万1, 000円で、808万円の減額になっております。

2給与分については、一般職員4人分、職員等の手当、共済費、旅費を計上しております。

需用費として、消耗品、増額をしておりますが、法改正に伴いまして追録代がかなり出ておりますので、今回35万8, 000円に増額をさせていただいております。

それから、印刷製本費、昨年110万1, 700円を4万円で減額をしておりますが、実は県の県内統一で医療証の保険証の交付を31年8月を予定しております。県下全市町村が31年8月に切りかわるということを予定しておりますので、本年度交付いたします保険証が16カ月、来年の7月末までの有効期限で保険証を交付いたしますので、平成30年度は印刷製本費の分が医療証の分がございません。その分で減額をしております。それから、修繕費については同額です。

通信運搬費についても、今言いましたように、保険証の交付が平成30年度大幅に減りますので、208万7, 000円、予算、昨年度ありました分が40万1, 000円に減額をしております。電算共同については数値により92万5, 000円を計上しております。レセプト管理等手数料も40万円。療養費点検事務等手数料15万6, 000円、これについては新規科目でございます。新制度に伴いまして国保連合会の共同事業であんまマッサージ等の診療明細の点検事務を共同で行うようになりましたので、15万6, 000円を計上しております。

続きまして、国保情報集約手数料45万9, 000円、これも新規でございます。県内の市町村で資格が共通になりますので、県のほうに国保の資格を集約して送らねばなりません。この手数料が45万9, 000円、新規で計上することになります。

その他の手数料は48万5, 000円、同額でございます。

続きまして、委託料、調整交付金の申請システム保守点検16万2,000円、これにつきましては、結核・精神の特別調整交付金の申請を昨年まではこれと一緒に計上しておりましたが、内容的に本年度分けております。結核の精神特別調整の審査委託がかなり減額になっておりますので、分けた理由がございます。レセプトの点検事務委託につきましては、494万3,000円、海外療法、不正請求等の対策についても同額の8万7,000円、高額療養費システム改修委託料、これにつきましては新規科目で88万6,000円を計上しております。

先ほど申しました結核・精神等特別調整交付金の申請につきましては、国保連合会が結核・精神のレセプトの抽出が可能になりましたので、再点検の中身のチェックにつきましては、現在委託をしておりますレセプトの委託業者に委託することにより46万4,000円で、総額で減額になっております。

続きまして、総務管理費、研修会費、前年度8、本年度8の同額でございます。

それから、連合会負担金につきましては、183万6,000円、これは被保険者割と広域の事務負担、それから国保のデータベース負担金分、総額で183万6,000円、若干減額になっております。

続きまして、総務費、運営協議会費、1目、金額24万9,000円、比較増減なし。運営協議会、平成30年度も新制度の経過と31年度の税制についての協議をお願いしたいと思っておりますので、年間5回、昨年同様の5回を計上しております。

続きまして、保険給付費、医療費でございますが、これにつきましては、実績で3カ年の平均から医療費の上がり分を見まして算出をしているところでございますが、医療費保険一般分として本年度23億6,839万、比較増減で2,416万9,000円、退職医療につきましても本年度4,806万円、比較増減で3,723万5,000円、それから、一般保険者の療養費、本年度1,920万、比較増減でマイナスの261万9,000円、退職者の療養費でございます。本年度50万、前年度50万、これについては該当の金額についてはかなりもう絞っておりますので、前年度同額を計上しております。

続きまして、保険給付費、高額医療でございます。高額医療の医療費の支払い等を行います。186ページでございますが、2款2項1目一般被保険者の高額療養分でございます。本年度3億6,547万6,000円、前年度比較として増の478万7,000円の増額をしております。これにつきましても、3カ年度の支払いの1人当たりの単価の推移で算出をしております。

2目退職者分につきましても、本年度1,200万円、前年度比較で877万6,000円、これについても1人当たり的高額医療の単価から算出をしております。

3目一般被保険者高額介護合算でございます。これにつきましては、前年同様100万、比較増減なし、退職分につきましても前年と同額で比較増減をなしで計上をしております。

続きまして、187ページ、保険給付費の移送費でございます。一般被保険者の移送費でございます。これにつきましては、医師の指示による移送費が該当となっております。前年同様10万円、退職分については5万円を計上しております。

続きまして、4項1目出産育児一時金でございます。昨年同様、本年度も2,100万、50件の42万円で計上しております。審査支払手数料、昨年同様、1万2,000円を計上しております。

続きまして、189ページ、保険給付費、葬祭諸費でございます。葬祭費、前年度195万円、同額で本年度も195万円を組んでおります。葬祭費、1件当たり3万円、65名で計上しております。

続きまして、190ページ、国保委託料給付費でございます。1目、一般被保険者医療給付費でございます。本年度7億376万4,000円を計上しております。退職医療分につきましては、261万3,000円を計上しております。

続きまして、納付金でございます。先ほど御説明いたしました、ことしから国民健康保険事業の納付金という形で県のほうに納付をすることになりますが、この分の算出が県に基づいた算出で計上しております。一般被保険者の後期高齢支援分として1億9,335万7,000円、退職分としまして80万1,000円を計上しております。

続きまして、192ページ、納付金でございます。納付金についても介護分として納付金の中に含まれて請求が来ることとなります。この分として8,771万円を計上しております。介護納付金についての対象者につきましては、2,688名となっております。

続きまして、共同事業の拠出金、この共同事業拠出金は先ほど申しました高額医療でございます。本年度は共同事業拠出金としましては、その他の事業の拠出金だけを2,000円計上しております。これは退職費の医療事業の拠出金等がございますので、本年度2,000円を計上しております。

194ページでございます。

保健事業費、特定健康診査等事業費でございます。これにつきましては、特定健康診査等の事業費、本年度2,902万9,000円、比較増減で昨年度より363万2,000円の減額をしております。これにつきましては、通信運搬費が39万1,000円、それから、その他の手数料で58万4,000円と減額になっております。

それと、13節委託費、これ昨年2,480万1,000円で計上しておりましたが、昨年の11月に平成30年度、31年度の2カ年の委託契約を締結しております。その分で2,175万2,000円に減額になっているところでございます。

19節負担金、研修会の負担金と保健事業等の評価・分析システム負担金、これについては分

析システム負担金のほうが1万円減額になっておりますので、3万2,000円を計上しております。

続きまして、195ページ、保健事業費でございますが、前年度に比較いたしまして278万円で、比較で28万5,000円の増額をしております。これにつきましては、通信運搬費が通信費等の切手代の上がりもございますが、医療通知を2万4,000円、ジェネリックについては毎月150人の12カ月を通知する予定でございますので、増額になっております。

それから、はり・きゅうの施術費補助金でございますが、本年度補正をさせていただいたわけでございますが、はり・きゅうに対する施術補助がふえておりますので、昨年53万2,000円でしたが、75万6,000円の増額補正をさせていただきました。はり・きゅうの1術、1つであれば840円、2つ、両方であれば980円の補助をしております。

続きまして、196ページでございます。

基金積立金、昨年度1、本年度1、比較増減なし。

197ページ、公債費、一般公債費、利子、前年度50、本年度50の比較増減なし。

諸支出金、保険税の還付でございます。一般被保険者の1目一般被保険者税の還付、過年度還付でございますが、前年度が100、本年度が700、これ昨年、一昨年と500万では補正をさせていただいた経過がありましたので、本年度700万円で計上をしております。

退職医療につきましてもの税の還付につきましては、昨年度同額50万円を計上しております。

歳入歳出の差し引き差額につきまして、本年度予備費として5,305万2,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の203ページをお開きください。

職員数につきましては、4名でございます。それから、給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で2,789万円を計上しているものでございます。前年度比で50万1,000円の増額となっておりますが、主な要因につきましては、給与改定、それから人事異動等によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 予算書の21ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成30年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,000万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算の説明書の212ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者の医療制度の保険料の特別会計でございますが、実は後期高齢の保険料が28年度、29年度で1つ、30年度、31年度、2カ年に1回改定をするようになっております。そういうことで、30年度に料金の改定、保険料の改定がなされております。これについて、5項目について改定がされております。5項目について御説明申し上げます。

まず、均等割でございますが、5万6,085円、これは改正なし、同額で30年度は入りません。改正なしで同額で30年度行います。所得割については、11.17%でございましたが、平成30年度は10.83%減額になっております。

それから、賦課限度額、これが57万円が62万円の増額になっております。

それから、軽減の見直しと、特例の軽減が今までございましたが、この軽減の特例見直しが入っております。所得割で特例の2割軽減が該当になった方につきましては、この分、平成30年度から廃止になります。この所得割の2割軽減の廃止によりまして、大体アップ率平均として、県内平均でございますが、561円程度は増額になるという試算が出ております。5項目めでございますが、軽減判定の所得額の拡大がされます。実際、今、後期高齢については特例措置で9割、それから8.5割、それから5割、2割という軽減がされておりますが、この5割につきましては、5,000円の所得判定のアップが出ております。それから、2割軽減につきましても、被保険者当たり1万円の所得額の拡大、軽減判定の拡大という制度改正で平成30年度を迎えることになっております。

補足でございますが、この影響で福岡県連合会が試算をいたしまして、平成29年度と30年度の1人当たりの保険料の増減を試算しております。本年度は7万7,140円ですが、30、31につきましては7万8,876円、1,736円の増額、パーセンテージにいたしまして2.3%のアップという試算を連合会のほうが出しております。

歳入歳出の内容に入らせていただきます。

歳入、後期高齢医療保険の保険料でございます。特別徴収の保険料、年金の天引きの分ござ

います。被保険者の全体の割合が62.83%、収納率は100で計算をしております。金額の中身につきましては、連合会の通知決定によって計上をしております。普通徴収保険料、納付書で払っていただく方になりますが、対象者が37.17%、収納率が99.38%で試算をしております。滞納分については100万円を計上しております。

2款1項1目手数料、督促手数料を1,000円計上をしております。

それから、国庫支出金、国庫補助金の円滑運営事業補助金、先ほど御説明いたしました軽減見直し特例の変更等の保険料のシステム改修を本年度早急に、来年度ですね、平成30年度行うこととなりますので、この分で10割補助でシステム改修を予定しております。金額については205万2,000円を計上しております。

4款1項1目でございます。一般会計繰入金、後期高齢の医療制度については法定外ございません。全額法定内の金額でございますが、保険基盤安定化分として1億3,255万7,000円、事務負担金として905万4,000円、人件費640万6,000円、事務費1,104万5,000円、合計で1億5,906万2,000円となっております。

繰越金、前年度1、本年度1、比較増減がございません。

6款1項でございます。1目延滞金、昨年度同額、比較増減なし。過料につきましても、本年度1、比較増減なし。

諸収入、償還金及び還付加算金については、保険料の還付及び加算金、過年度還付でございます。これについては、前年度100万円でございますが、本年度は実績を見まして50万に減額をしております。

諸収入、市預金利子、市預金利子につきましては、昨年同様、本年度1、比較増減なしでございます。

最後の216ページでございます。

雑入、補正予算の件でも御説明申し上げた件でございますが、後期高齢の連合会に職員を派遣しております。その分での派遣職員の給与等の返還金として676万4,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、職員2、それから、職員手当、共済費、あとは人事からの数値でございますが、賃金240万、嘱託賃金1名、旅費同額、需用費についても同額、役務費、通信運搬費につきましては、実績で若干234万7,000円、昨年よりも10万ほど減額をしております。

続きまして、218ページ、総務費、徴収費でございます。

徴収費、本年度580万1,000円、昨年と比較いたしまして205万2,000円の増額

になっておりますが、これにつきましては、先ほど御説明いたしました後期高齢保険のシステム改修費が205万2,000円、全額国庫補助として計上しております。後期高齢の徴収システム借り上げについても昨年と同額でございます。

続きまして、219ページ、後期高齢者の連合会への納付金でございます。この分につきましては、保険料の徴収見込みとして3億2,223万9,000円、保険基盤安定分といたしまして1億3,193万7,000円、事務負担金として905万4,000円、合計の4億6,323万円を計上しております。

続きまして、220ページ、諸支出金、保険料の還付金及び加算金でございます。前年度100万、本年度も100万を計上しております。

諸支出金の次ページ、221ページ、繰出金でございます。一般会計からの繰出金、前年度1、本年度1。

予備費、次ページ、222ページ、予備費といたしまして、歳入歳出予算分といたしまして本年度157万5,000円、比較増減45万9,000円の減額、以上、計上をしております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 予算説明書の223ページをお開きください。

職員数につきましては、平成29年度から福岡県後期高齢者医療広域連合へ1名を派遣しております。その分を含めまして2名となっているところでございます。給与、職員手当組合負担金、共済費、合計で1,287万円を計上しているものでございます。前年度比では135万9,000円の増となっておりますが、主な要因につきましては、給与の改定と人事異動等によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 予算書の27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

平成30年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,445万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

予算説明書でございます。233ページでございます。

233ページ、歳入、県支出金、これは償還事務に対する利子補給でございます。本年度5万4,000円、比較増減3万6,000円、償還の金額が減っておりますので、それに合わせて減額になっております。償還推進助成事業補助金についても同様でございます。

繰越金、本年度2,190万円、比較増減50万円の増。前年度決算からの分でございます。

3款1項1目延滞金、前年度1、本年度1、比較増減なし。

諸収入、3款2項1目市預金利子、本年度1、比較増減なし。

同じく貸付金元利収入、これにつきましては、本年度249万9,000円、前年度比較56万7,000円、これは償還に基づきまして償還済みの方がおられますので、減額になっております。元金収入については154万円、それから、利子については4万3,000円となっております。

歳出、総務管理費、一般管理費、本年度7万5,000円、比較増減3。

旅費、消耗品費、印刷製本費。この印刷製本費は、この予算書の該当ページ分で執行しております。あと口座振替の徴収に伴います口座振替の手数料でございます。

続きまして、2款1項1目元金、これは金融機関の償還でございます。償還に基づく本年度133万9,000円、前年度比較減額で43万6,000円でございます。

それから、利子、これにつきましては本年度5万9,000円、比較増減で減額の7万2,000円、償還利子でございます。

それから、予備費、本年度2,298万2,000円、前年度比較としまして40万2,000円の増額になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 234ページですが、滞納繰越分として91万6,000円が上がっております。これは昨年も聞いておりますが、4件の滞納があつて、26年度から36万円ですね。27年が55万6,000円、したがって、26年度ということは、ことしでちょうど5年になるわけですよ。いわゆる時効のときを迎えますが、これについてはまだ納めてもらえないわけですか。26年の36万、27年が55万6,000円ということで、91万6,000

円が上がっておりますが、全く昨年は収入が上がっていないということになります。これについて答弁を願います。

○議長（櫛川 正男君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 本件の貸し付けにつきましては、私債権となりますので、民法上10年、援用がなければ期限なくして徴収ができる債権でございます。

ただ、徴収には、かなり生活が厳しい、体調を崩してあたりいたしまして、誓約どおりになかなか納付が進んでいない現状はあるんですけども、本年度2月の段階で68万8,000円ほど徴収できております。3月もでございますので、またもう少しけると思いますが、徴収に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そうしますと、この表の、これは38ページですか、当該年度末の現在見込み高は36万7,000円ということでもう完済するわけですね。したがって、来年は当然完済になりますけれども、この公営住宅建設事業債についてはまだ滞納がありますから、このまま特別会計に残すのかどうか、お願いしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 現在滞納となっております方については、平成23年に裁判による和解をした方もございます。当然、債務執行がございますので、特別会計を継続していくと考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の再確認ですけど、特別会計もほぼ金額的に見ますと、かなり前からこの会計は閉じている、時期がもう過ぎているかのように、金額的に見ても、滞納処分の関係はありましようが、まだ31年度も特会は続けていくということなのかどうか、確認をさせていただきます。（「続けていくそうです」と呼ぶ者あり）それは処理の仕方があるもん。

○議長（櫛川 正男君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 通常の償還がまだ残っておりまして、31年度までの償還はございます。それ以降については、先ほど申しましたように、債務の履行がございますので、継続するものと考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。皆さんよろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の31ページをお開きください。

議案第11号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計予算。

平成30年度うきは市立自動車学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,650万2,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、予算に関する説明書をお願いいたします。

ページでいきますと、241ページとなっております。

平成30年度の予算に関してですけれども、平成29年度教習生は425名で予算を組んでおりましたが、少子・高齢化等考えまして、今年度は420名で歳入歳出を調整して予算を計上いたしております。

それでは、241ページをお願いいたします。

まずは歳入からお願いいたします。

1款1項1目使用料29万1,000円、前年度35万4,000円と比較いたしまして6万3,000円の減額となっております。こちら自動車学校内に設置されている自動販売機、これの土地使用料となっておりますけれども、29年度までは電気料といたしまして5,200円、月額で12カ月分いただいておりますけれども、こちらの電気料を自動販売機の会社のほうが独自にメーターを設置しまして、みずから払うということで、この電気料の分を減額いたしまして、29万1,000円を計上いたしております。

続きまして、使用料及び手数料ですけれども、こちら先ほど御説明いたしました425名を420名で計上いたしておりますので、減額の計上という形になっております。

まずは1款2項1目手数料収入、本年度520万5,000円を計上いたしております。前年度533万4,000円と比較いたしまして、12万9,000円の減額で計上いたしております。

内訳といたしまして、検定手数料、運転適性検査手数料、初心運転者講習手数料となっております。この初心運転者講習手数料につきましては、免許を取得いたしまして1年以内に違反を3

点以上してしまった方が受ける講習で、年々これも少なくなってきましたので、前年度15名の予定から本年度10名と落として計上いたしているところです。

続きまして、1款3項1目授業料収入でございます。本年度1億1,288万6,000円を計上いたしております。前年度1億1,423万5,000円と比較いたしまして、134万9,000円の減額で計上いたしております。

内訳といたしまして、入学申込金と技能教習料、続きまして242ページ、夜間割増教習料と学科教習料、補習教習料となっております。これも先ほど御説明させていただきました425名から420名となった関係上、減額という形になっております。

続きまして、2款財産収入でございます。2款1項1目利子及び配当金でございます。本年度は345万6,000円を計上いたしております。前年度330万7,000円と比較いたしまして14万9,000円の増額で計上いたしております。これは基金運用により得た利益となります。これは29年度の額をもとに計上いたしております。

続きまして、3款1項1目財政調整基金繰入金でございます。本年度は1,000円を計上いたしております。前年度749万5,000円と比較いたしますと、749万4,000円の減額となっております。これは平成29年度定年退職が出ますので、退職金の額を計上していたところでございますけれども、平成30年度は定年退職の予定がございませんので、1,000円という形で計上させていただいております。

続きまして、243ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金でございます。これは前年度と同額の100万円を計上いたしております。

続きまして、5款1項1目市預金利子、これも前年度と同じ1,000円という形で計上いたしております。

続きまして、5款2項1目受託事業収入、こちらは内訳といたしまして、本年度1,005万9,000円を計上いたしております。前年度1,039万6,000円と比較いたしまして33万7,000円の減額となっております。こちら内訳といたしまして、仮運転免許事務受託事業収入、高齢者講習業務受託事業収入と原付講習業務受託事業収入となっております。こちら後援会から委託されております高齢者講習、または仮運転免許の試験等の委託料という形になっております。本年度高齢者講習ですけれども、新しくなっておりますので、3時間講習、2時間講習、認知機能検査というふうに分かれておりますけれども、内訳といたしまして3時間講習が400名、2時間講習が1,300名、合わせて1,700名で計算しております。認知機能検査につきましては1,200名という形で計算をしております。

その下の原付講習の受託事業収入に関しましては、130名を予定して計上いたしております。

続きまして、244ページをお願いいたします。

5款3項1目雑入でございます。本年度360万3,000円、前年度392万9,000円、比較いたしまして32万6,000円の減額となっております。こちら内訳といたしまして、教科書販売手数料であったり、講習手数料、授業料ローン手数料といたしますのは、自動車学校がローン会社にかわって手続きしますので、その代行料金という形になっています。合わせて360万3,000円を計上いたしております。

続きまして、245ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目総務管理費、本年度8,861万7,000円を計上いたしております。前年度1億795万9,000円と比較いたしまして1,934万2,000円の減額となっております。

内訳といたしまして、2節の給料が本年度3,425万4,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと684万3,000円の減額となっております。続きまして、職員手当等が2,281万2,000円となっております。こちら前年度と比較いたしますと132万円の減額となっております。4節が共済費1,145万8,000円、こちらは保険料等の支払い金額という形になっております。7節賃金でございます。1,544万円を計上いたしております。これは臨時職員の賃金という形になっております。8節報償費、こちらは教習生勧誘報償金といたしまして、教習生を紹介いただいたときに報償金を出しておりますので、その金額と、あとは記念品等といたしまして、卒業しました生徒に対して初心者マーク等の記念品を贈っておりますので、その料金という形になっております。9節の旅費でございます。21万1,000円を計上いたしております。これも30年度、また1名、中央研修所のほうに高齢者講習の資格を茨城のほうに取りに行く予定にしておりますので、その旅費を含めた料金となっております。続きまして、11節需用費70万4,000円を計上いたしております。こちらは燃料費、印刷等という形になっております。13節の委託料58万4,000円、これは健康診断の委託料であったり、警備委託料、246ページをお願いいたします。市有建物消防設備点検等委託料と合わせた金額となっております。14節使用料及び賃借料が116万7,000円を計上いたしております。18節の備品購入費に関しましては6万5,000円を計上いたしておりますけれども、これは学科教室においてプロジェクター、パソコンから取り込んだデータを映すプロジェクターをもう一台設置するという形で6万5,000円計上させていただいております。19節負担金、補助及び交付金でございます。こちらは114万8,000円を計上いたしております。

続きまして、247ページをお願いいたします。

1款2項1目事業費でございます。4,155万円を計上いたしております。前年度3,246万3,000円と比較いたしまして908万7,000円の増額という形になっております。

内訳といたしまして、11節需用費に757万1,000円と、12節役務費295万3,000

円を計上いたしております。13節の委託料1,373万円は、繁忙期における送迎バスの運行委託料という形になっております。14節使用料及び賃借料、こちらは85万1,000円を計上いたしておりますけれども、学科教習のシステムをレンタルしておりますので、そちらの料金という形になっております。16節の原材料費が1万円、これは卒業証明書等の制作をするための予算となっております。18節の備品購入費、こちらに83万2,000円を計上いたしております。教習車等購入と書かれておりますけれども、教習所にあります普通二輪車、400ccの普通二輪車がもう年数がかなりたって古くなっておりますので、1台買い換えを予定して、その予算という形で83万2,000円を計上いたしております。19節負担金、補助及び交付金でございます。29万8,000円計上いたしておりますけれども、これは先ほど申しあげました茨城にあります中央研修所に資格を取りに行くときの負担金等の予算でございます。22節が補償、補填及び賠償金でございます。こちらは5,000円同額を計上いたしております。

248ページをお願いいたします。

償還金利子及び割引料という形で4万1,000円計上いたしております。こちらは過年度自動車学校教習料返還金という形で、教習期間がどうしても9カ月ありますので、過年度に転校等あった場合に返金がございますので、そちらの予算という形になっております。25節が積立金1,816万9,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、基金利子元本繰入金345万6,000円、基金積立金が1,471万3,000円となっております。27節公課費は944万7,000円を計上いたしております。

続きまして、249ページ、2款1項1目予備費でございます。本年度633万5,000円、前年度562万9,000円と比較いたしまして70万6,000円の増額という形で計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の250ページをお開きください。

職員数につきましては12名でございます。給与、共済費、合計で6,609万1,000円を計上しているものでございます。前年度比で1,680万円の減額を見込んでいるものでございます。主な要因といたしましては、平成29年度末の退職者1名分によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 所管ですのでやめておきます。

○議長（榎川 正男君） はい、所管です。

ほかに質疑ありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません、ちょっと確認だけです。245ページですけれども、臨時職員賃金、これは何人ぐらいを予定しているのかちょっと確認したいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 臨時職員につきましては、今現在5名来ていただいていますけれども、本年度退職になられる先生が来年度も来ていただくという形で、新規職員は採用せずに、1名増の6名という形で予定しております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。上下水道管理係長。

○上下水道管理係長（石井 孝幸君） 住環境建設課上下水道管理係、石井です。

議案第12号ですね、予算書の37ページをお開きください。

平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計予算。

平成30年度うきは市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,156万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、500万円と定める。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、42ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為、事項、簡易水道事業公営企業会計移行支援委託料。期間、平成30年度より平成31年度まで。限度額、654万7,000円。

続いて、第3表 地方債、起債の目的、簡易水道事業。限度額、640万円。起債の方法、証書借入れ。利率、3%以内。償還の方法につきましては、記載のとおりです。

予算説明書の259ページをお願いします。

歳入、1款1項1目簡易水道使用料、1節簡易水道使用料、現年度分として656万9,000円、滞納繰越分として26万9,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

3款1項1目1節一般会計繰入金として550万円を計上しております。

3款2項1目1節財政調整基金繰入金として100万円を計上しております。

次の262ページをお願いします。

6款1項1目簡易水道事業債640万円を計上しております。

次に、歳出です。予算説明書の263ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費としまして、667万2,000円を計上しております。内容としましては、13節委託料647万5,000円で、簡易水道事業公営企業会計移行支援委託料となっております。

次のページをお願いします。

2項1目施設維持管理費としまして、715万3,000円を計上しております。内容につきましては、鷹取、富永、各簡易水道施設の維持管理費でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目23節償還金、利子及び割引料として404万6,000円及び2目利子として204万円を計上しております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号平成30年度うきは市下水道事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。上下水道管理係長。

○上下水道管理係長（石井 孝幸君） 予算書の43ページをお開きください。

議案第13号平成30年度うきは市下水道事業特別会計予算。

平成30年度うきは市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,568万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、48ページをお願いします。

第2表 債務負担行為、事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償、期間、平成30年度より平成33年度まで、限度額、金融機関が弁済を受けていない元利金及び延滞損害金。

それから、水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金、期間、平成30年度より平成33年度まで、限度額、1件当たり融資限度額50万円に対する利子額の50%に相当する額となっております。

続いて、下段、第3表 地方債、起債の目的、下水道事業、限度額、1億7,440万円、起債の方法、証書借入れ、利率、3%以内、償還の方法につきましては記載のとおりです。

それでは、予算説明資料の271ページをお開きください。

歳入です。1款1項1目公共下水道事業分担金905万3,000円。内訳としましては、1節現年度分として782万4,000円、2節滞納繰越分として122万9,000円を計上しています。

2款1項1目公共下水道施設使用料3億8,637万7,000円、内訳としまして、1節現年度分として3億8,125万9,000円、2節滞納繰越分として511万8,000円を計上しております。

2目1節土地建物使用料、吉井浄化センターメガソーラー土地使用料として249万9,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

3款1項1目1節下水道費国庫補助金、社会資本整備総合交付金として、1億1,300万円を計上しております。期間工事費と設計委託料の合計2億2,600万円の2分の1の国庫補助となっております。

4款1項1目1節一般会計繰入金として7億1,100万円を計上しております。

次に、歳出です。予算説明書の275ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費としまして、9,401万8,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

27節公課費、消費税等納付金3,975万5,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

2項1目施設維持管理費としまして、2億7,581万3,000円を計上しております。主な内訳としまして、13節委託料、浄化センター管理委託料として7,776万7,000円、汚泥処理委託料として1億1,453万1,000円、これにつきましては、浮羽、吉井、屋部浄化センターの維持管理委託及び汚泥処理委託料でございます。

279ページをお願いします。

2款1項1目公共下水道建設費としまして、3億1,056万円を計上しております。主な内容としましては、13節設計委託料として1億610万円を計上しております。内訳につきましては、ストックマネジメント計画策定委託料3,110万円及び吉井浄化センター水処理増設実施設計委託料として6,200万円です。15節工事請負費、管渠工事費としまして1億7,960万円を計上しております。

281ページをお願いします。

3款1項1目23節市債、元金としまして5億2,098万7,000円、2目23節市債利子として1億9,453万円を計上しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の284ページをお開きください。

職員数につきましては、4名でございます。配置職員数の見直しを行い、1名の減ということとなっております。給与、職員手当組合負担金、共済費、合計で3,501万3,000円を計上しているものでございます。前年度比較では564万8,000円の減ということになっておりますが、主な要因につきましては、職員配置数の減によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。上下水道管理係長。

○上下水道管理係長（石井 孝幸君） 上下水道管理係の石井です。

予算書の49ページをお開きください。

議案第14号平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算。

平成30年度うきは市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億811万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、53ページをお願いします。

第2表 債務負担行為、事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償、期間、平成30年度より平成33年度まで、限度額、金融機関が弁済を受けていない元利金及び延滞損害金。

続きまして、水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金、期間、平成30年度より平成33年度まで、限度額、1件当たり融資限度額50万円に対する利子額の50%に相当する額となっております。

歳入につきまして、予算説明書の295ページをお願いします。

歳入、2款1項1目農業集落排水施設使用料、1節現年度分としまして471万6,000円を計上しております。2節滞納繰越分としまして5,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

3款1項1目1節一般会計繰入金として1億100万円を計上しております。

次に、歳出です。予算説明書の298ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費として775万5,000円を計上しております。内容としましては、職員給与及び一般事務経費でございます。

次のページをお願いします。

2項1目施設維持管理費としまして787万7,000円を計上しております。内訳としましては、13節委託料、浄化センター管理委託料として313万2,000円、汚泥処理委託料として100万5,000円、高田・今泉浄化センター施設の管理委託等でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目市債元金、繰り上げ償還に伴う予算として7,841万7,000円、2目市債利子、繰り上げ償還として1,206万6,000円を計上しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の302ページをお開きください。

職員数につきましては、1名でございます。給与、職員手当組合負担金、共済費の合計で739万7,000円を計上しているものでございます。前年度比較では56万1,000円の増加になっております。主な要因といたしましては、給与改定によるもの、扶養手当額の改定の増等を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今、299ページ、汚泥処理の委託料ですね、それと前の議案第13号に戻るんですけど、同じ項目で277ページの汚泥処理ですね、1億1,453万1,000円、この汚泥処理委託料の件なんですけれども、ある業者から何か提案事項が今来ているんじゃないかなと思うんですけど、その検討は今なされているのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（櫛川 正男君） 上下水道管理係長。

○上下水道管理係長（石井 孝幸君） 汚泥処理費については、やはり年々汚泥料がふえておりますので、その分経費がどんどんふえていっているという状況になっております。そんな中、ある業者のほうが来られまして、別の汚泥処理方法があるという話は聞いております。その業者の、まず実績がちょっと乏しいということで、議会が終わってちょっと検討に入ろうという段階になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 聞いた話では、非常に削減になるというようなことを聞いていますが、実績がないということと、公共的なところでやっていないという、そういう話も聞いていますからね、慎重に検討していただいて、予算減額になるような、委託料が減額になるようなことがあれば、リスクがなければ、前向きに検討していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 回答は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。上下水道管理係長。

○上下水道管理係長（石井 孝幸君） 予算書の55ページをお開きください。

平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算。

平成30年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,989万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、60ページをお願いします。

第2表 債務負担行為、事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償、期間、平成30年度より平成33年度まで、限度額、金融機関が弁済を受けていない元利金及び延滞損害金。

続きまして、水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金、期間、平成30年度より平成33年度まで、限度額、1件当たり融資限度額50万円に対する利子額の50%に相当する額となっております。

続いて、下段です。第3表 地方債、起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、限度額、590万円、起債の方法、証書借入れ、利率、3%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

次に、歳入です。予算説明書の313ページをお願いします。

歳入、1款1項1目浄化槽整備事業分担金110万円、内訳としまして、現年度分の10基分を計上しております。

2款1項1目浄化槽施設使用料1,342万7,000円、内訳としまして、1節現年度分として1,340万6,000円、2節滞納繰越分として2万1,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

3款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金として319万6,000円を計上しております。内容は、浄化槽10基分です。交付金は、工事費のおおむね3分の1となっております。

4款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費県補助金として103万2,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

6款1項1目1節一般会計繰入金として、浄化槽の施設維持管理費等として3,300万円を計上しております。

次に、歳出です。予算説明書の317ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費として725万7,000円を計上しております。内容としては、人件費関係及び一般事務費でございます。

次のページをお願いします。

2項1目施設維持管理費としまして3,118万2,000円を計上しております。内容としましては、13節浄化槽清掃管理委託料として2,987万5,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

2款1項1目浄化槽建設費として1,063万9,000円を計上しております。内容としては、15節工事請負費1,043万円、これは浄化槽10基の設置を予定しております。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書、322ページをお開きください。

職員数につきましては、1名でございます。給与、職員手当組合負担金、共済費、合計で543万8,000円を計上しているものでございます。前年度比較では23万9,000円の増となっております。主な要因といたしましては、給与改定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 319ページですかね、浄化槽10基と言われましたけれども、何人槽が何基で、何人槽が何基、世帯数にすれば何戸分かということをお聞きしたいんですけど。下水道が敷設されていない地域だと思いますけど。

○議長（榑川 正男君） 上下水道管理係長。

○上下水道管理係長（石井 孝幸君） 浄化槽は、7人槽の浄化槽を10基予定しておりますが、例年、やはりその建物の面積等で変わります。今年度は10人槽もありますし、20人槽とか、大きい規模の浄化槽も設置しております。あくまでも本人さんの希望によって設置するものということで、一応予算上は7人槽の10基ということにしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時23分散会
